

# 新潟県津波避難計画策定指針

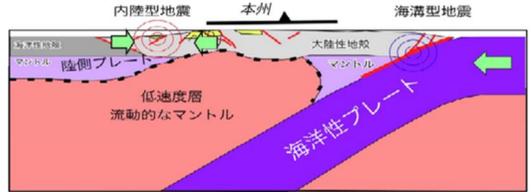
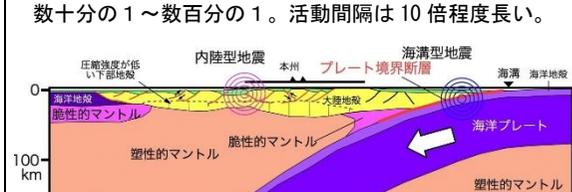
令和8年3月修正

新旧対照表

- ※ 頁、行は現行計画（平成30年3月）についてのもの
- ※ 修正理由の、**緑色**→国検討の反映、**赤色**→R6能登半島地震県検討会報告書の反映です

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
1	目次						
				1 指針の目的	<a href="#">はじめに</a>		
				2 津波避難計画を策定する必要がある市町村	1 指針の目的		
				3 津波避難計画の範囲	2 津波避難計画を策定する必要がある市町村		
				4 津波浸水想定と津波ハザードマップ	3 津波避難計画の範囲		
				(1) 津波浸水想定	4 津波浸水想定・津波災害警戒区域・津波ハザードマップ		
				(2) 津波ハザードマップ	(1) 津波浸水想定		
				5 新潟県の地域特性に応じた対策の方向性	<a href="#">(2) 津波災害警戒区域</a>		
				(1) 新潟県の地形	<a href="#">(3) 津波ハザードマップ</a>		
				(2) 新潟県の地域特性	5 新潟県の地域特性に応じた対策の方向性		
				(3) 新潟県における津波対策の方向性	(1) 新潟県の地形		
				(4) 地域の類型化	(2) 新潟県の地域特性		
				(5) 地域特性に応じた対策の方向性	(3) 新潟県における津波対策の方向性		
				6 津波避難計画の基本的な考え方	(4) 地域の類型化		
				7 津波避難計画において定める必要がある事項	(5) 地域特性に応じた対策の方向性		
				8 用語の意味	6 津波避難計画の基本的な考え方		
				9 津波避難計画に掲載する内容	7 津波避難計画において定める必要がある事項		
				(1) 総則	8 用語の意味		
				(2) 避難対象地域の指定	9 津波避難計画に掲載する内容		
				(3) 避難困難地域の検討	(1) 総則		
				(4) 指定緊急避難場所等、避難路等の指定・設定	(2) 避難対象地域の設定		
				(5) 初動体制（職員の参集等）	(3) 避難困難地域の検討		
				(6) 避難誘導等に従事する者の安全の確保	(4) 指定緊急避難場所等、避難路等の指定・設定		
				(7) 津波情報等の収集・伝達	(5) 初動体制（職員の参集等）		
				(8) 避難指示（緊急）等の発令	(6) 避難誘導等に従事する者の安全の確保		
				(9) 避難行動要支援者、観光客等の避難対策	(7) 津波情報等の収集・伝達		
				(10) 平常時の津波防災教育・啓発	(8) 避難指示（緊急）等の発令		
				(11) 避難訓練	(9) 避難行動要支援者、観光客等の避難対策		
					(10) 平常時の津波防災教育・啓発		
					(11) 避難訓練		
					<a href="#">10 地区単位の津波避難計画</a>		
					<a href="#">11 津波避難計画の自己評価（自己評価チェックリスト）</a>		
					<a href="#">巻末資料</a>		
					<a href="#">1 令和6年能登半島地震を踏まえた防災対策検討会報告書の概要</a>		
					<a href="#">2 津波避難行動に関するアンケート調査結果概要</a>		

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
2	【新設】 はじめに	1	1	(追加)	<p><u>はじめに</u></p> <p><u>本指針は、消防庁が平成25年3月に公表した「津波対策推進マニュアル検討会報告書」にまとめられた「市町村における津波避難計画策定指針」に基づき、平成26年7月に策定したものです。</u></p> <p><u>その後、平成29年に策定した県の「津波浸水想定」等を踏まえ、平成30年に一部修正を行いました。</u></p> <p><u>令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、県内で平成5年の北海道南西沖地震以来、約30年ぶりに津波警報が発令され、上越市などで住宅の浸水被害、漁船の転覆、海水浴場施設等の被害が発生しました。県内の沿岸地域の市町村全体では、少なくとも約3万8千人が避難所等へ避難し、多くの方が自動車で避難したことから、一部地域では道路渋滞も発生しました。</u></p> <p><u>これらの状況を踏まえ、より実効性のある津波避難計画策定のため、「令和6年能登半島地震を踏まえた防災対策検討会」の報告書や、前回修正以降の国等による各種ガイドラインの見直し内容などを踏まえて、本指針を改定しました。</u></p> <p><u>市町村におかれては、本指針を参考として、津波から住民等の命を守るため、更なる津波防災対策が推進されるよう、津波避難計画の策定や見直し等に活用いただければ幸いです。</u></p>	策定の流れ、背景の追加	
3	4 津波浸水想定と津波ハザードマップ	1	▲5	(1) 津波浸水想定 ア 県独自の津波浸水想定	(1) 津波浸水想定 <del>ア 県独自の津波浸水想定</del> (削除)	明確化	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
4	4 津波浸水想定と津波ハザードマップ	4	1	イ 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定 <u>(追加)</u> (ア) 津波浸水想定 of 経緯・位置づけについて平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災などを踏まえ、平成 23 年 12 月に「津波防災地域づくりに関する法律 (以下、この節において「法」という。) が制定・施行されました。	ア 津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波浸水想定 <u>(平成 29 年 11 月)</u> (ア) 津波浸水想定 of 経緯・位置づけについて平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災などを踏まえ、平成 23 年 12 月に「津波防災地域づくりに関する法律 (以下、この節において「法」という。) が制定・施行されました。	明確化	
5	4 津波浸水想定と津波ハザードマップ	4	▲1	県ではこれより以前に、津波対策を進めるため、学識者や関係行政機関による「新潟県津波対策検討委員会」を立ち上げ、平成 25 年 12 月には県独自の最大クラスの津波浸水想定を公表していたところですが、国が公表した新たな知見に基づく津波断層モデルを踏まえ、新たな津波浸水想定を <u>(追加)</u> 作成しました。	県ではこれより以前に、津波対策を進めるため、学識者や関係行政機関による「新潟県津波対策検討委員会」を立ち上げ、平成 25 年 12 月には県独自の最大クラスの津波浸水想定を公表していたところですが、国が公表した新たな知見に基づく津波断層モデルを踏まえ、新たな津波浸水想定を <u>平成 29 年 11 月に</u> 作成しました。	明確化	
6	4 津波浸水想定と津波ハザードマップ	5	▲9	<p>日本海側の震源断層の大きさは、太平洋側の断層の数十分の 1～数百分の 1。活動間隔は 10 倍程度長い。</p> 	<p>日本海側の震源断層の大きさは、<u>プレート境界断層</u>の数十分の 1～数百分の 1。活動間隔は 10 倍程度長い。</p> 	表記の修正	
7	4 津波浸水想定と津波ハザードマップ	5	▲1	(資料 <u>東京大学地震研究所 地震震予知研究センター</u> <u>佐藤比呂志教授作成</u> )	(引用文献 <u>佐藤比呂志 (2025) 変動帯としての日本列島とそのプレート構造, 地震の大辞典, 朝倉書店, 153-166</u> )	表記の修正	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
8	4 津波浸水想定と津波ハザードマップ	8	6	<p>(1) 津波浸水想定 <u>(追加)</u></p> <p>(2) 津波ハザードマップ 市町村は、県が<u>実施</u>した津波浸水想定等を踏まえ、</p>	<p>(1) 津波浸水想定</p> <p><u>(2) 津波災害警戒区域</u> <u>法第 53 条 1 項の規定により、都道府県知事は、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができます。</u> <u>また、法 54 条 1 項では、警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとされています。</u></p> <p><u>一 人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警戒の発令及び伝達に関する事項</u></p> <p><u>二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>三 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p><u>四 警戒区域内に、地下街等又は社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地</u></p> <p><u>五 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p>県ではこれまで、津波浸水想定に基づく浸水区域を対象に、津波災害警戒区域の指定を順次進めてきました。</p>	<p>情報の追加</p> <p>表記の統一</p>	

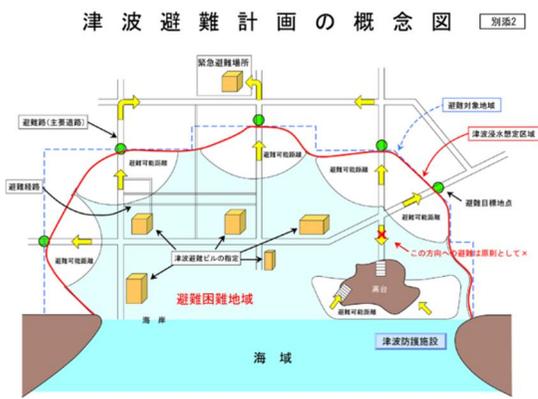
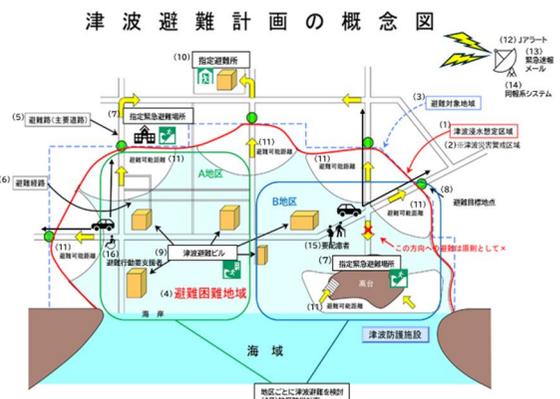
No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
					(3) 津波ハザードマップ 市町村は、県が設定した津波浸水想定等を踏まえ、		
9	5 新潟県の地域特性に応じた対策の方向性	8	▲5	<p>信濃川や阿賀野川など数多くの河川が日本海にそそぎ、越後平野、高田平野など広大で肥沃な平坦地を形作り、面積は(追加)12,584平方kmで、全国5位の大きさとなっています。</p> <p><del>また本州の海岸線は330.9kmと非常に長く、変化に富んだ海岸美を形成しているほか、砂丘の発達しているところも多くあります。</del></p> <p>新潟市の北西約45kmには佐渡島が、その北東には粟島があります。佐渡島は歴史上のいわれも多く、周囲280.6km、面積856平方kmで、北に金北山を主峰とする大佐渡の山地、南は小佐渡の山地が平行して走り、中央部に国中平野が広がっています。</p>	<p>信濃川や阿賀野川など数多くの河川が日本海にそそぎ、越後平野、高田平野など広大で肥沃な平坦地を形作り、面積は約12,584平方kmで、全国5位の大きさとなっています。</p> <p><del>また本州の海岸線は330.9kmと非常に長く、変化に富んだ海岸美を形成しているほか、砂丘の発達しているところも多くあります。</del></p> <p>新潟市の北西約45kmには佐渡島が、その北東には粟島があります。佐渡島は歴史上のいわれも多く、周囲約281km、面積約855平方kmで、北に金北山を主峰とする大佐渡の山地、南は小佐渡の山地が平行して走り、中央部に国中平野が広がっています。</p>	表記の修正 時点修正	
10	5 新潟県の地域特性に応じた対策の方向性	9	2	<p>(2) 新潟県の地形特性</p> <p>ア 新潟県の海岸線の総延長は635.0kmであり、津波災害が発生した際には、大きな影響が出ると考えられます。</p> <p>～(略)</p> <p>エ 水資源が豊かであるため、大規模から・中小規模まで数多くの河川があり、(追加)河川遡上による被害の発生が想定されます。</p>	<p>(2) 新潟県の地形特性</p> <p>ア 新潟県の海岸線の総延長は634.8kmであり、<u>離島部分を除く海岸線の延長も330.2kmと非常に長く</u>、津波災害が発生した際には、大きな影響が出ると考えられます。</p> <p>～(略)</p> <p>エ 水資源が豊かであるため、大規模から・中小規模まで数多くの河川があり、<u>河口からの河川遡上による被害の発生が想定されます</u>。</p>	時点修正 情報の追加	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考																																																																																				
11	5 新潟県の地域特性に応じた対策の方向性	9	3	<table border="1"> <thead> <tr> <th>←</th> <th>海岸線総延長 (k m) ←</th> <th>構成比 (%) ←</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>新潟県←</td><td>634.960←</td><td>100.0←</td></tr> <tr><td>村上市←</td><td>59.944←</td><td>9.5 ←</td></tr> <tr><td>胎内市←</td><td>13.870←</td><td>2.2 ←</td></tr> <tr><td>新発田市←</td><td>3.144←</td><td>0.5 ←</td></tr> <tr><td>聖籠町←</td><td>12.646←</td><td>2.0 ←</td></tr> <tr><td>新潟市←</td><td>75.162←</td><td>11.8←</td></tr> <tr><td>長岡市←</td><td>16.228←</td><td>2.6 ←</td></tr> <tr><td>出雲崎町←</td><td>10.092←</td><td>1.6 ←</td></tr> <tr><td>柏崎市←</td><td>40.793←</td><td>6.4 ←</td></tr> <tr><td>上越市←</td><td>47.555←</td><td>7.5 ←</td></tr> <tr><td>糸魚川市←</td><td>51.554←</td><td>8.1 ←</td></tr> <tr><td>佐渡市←</td><td>280.864←</td><td>44.2 ←</td></tr> <tr><td>粟島浦村←</td><td>23.108←</td><td>3.6 ←</td></tr> </tbody> </table> <p>(「海岸統計」(平成28年度版)より)</p>	←	海岸線総延長 (k m) ←	構成比 (%) ←	新潟県←	634.960←	100.0←	村上市←	59.944←	9.5 ←	胎内市←	13.870←	2.2 ←	新発田市←	3.144←	0.5 ←	聖籠町←	12.646←	2.0 ←	新潟市←	75.162←	11.8←	長岡市←	16.228←	2.6 ←	出雲崎町←	10.092←	1.6 ←	柏崎市←	40.793←	6.4 ←	上越市←	47.555←	7.5 ←	糸魚川市←	51.554←	8.1 ←	佐渡市←	280.864←	44.2 ←	粟島浦村←	23.108←	3.6 ←	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>海岸線総延長 (k m)</th> <th>構成比 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>新潟県</td><td>634.800</td><td>100.0</td></tr> <tr><td>村上市</td><td>59.464</td><td>9.4</td></tr> <tr><td>胎内市</td><td>13.870</td><td>2.2</td></tr> <tr><td>新発田市</td><td>3.144</td><td>0.5</td></tr> <tr><td>聖籠町</td><td>12.646</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>新潟市</td><td>75.118</td><td>11.8</td></tr> <tr><td>長岡市</td><td>16.228</td><td>2.6</td></tr> <tr><td>出雲崎町</td><td>10.062</td><td>1.6</td></tr> <tr><td>柏崎市</td><td>40.793</td><td>6.4</td></tr> <tr><td>上越市</td><td>47.554</td><td>7.5</td></tr> <tr><td>糸魚川市</td><td>51.330</td><td>8.1</td></tr> <tr><td>佐渡市</td><td>281.483</td><td>44.3</td></tr> <tr><td>粟島浦村</td><td>23.108</td><td>3.6</td></tr> </tbody> </table> <p>(「海岸統計」(令和6年度版)より)</p>		海岸線総延長 (k m)	構成比 (%)	新潟県	634.800	100.0	村上市	59.464	9.4	胎内市	13.870	2.2	新発田市	3.144	0.5	聖籠町	12.646	2.0	新潟市	75.118	11.8	長岡市	16.228	2.6	出雲崎町	10.062	1.6	柏崎市	40.793	6.4	上越市	47.554	7.5	糸魚川市	51.330	8.1	佐渡市	281.483	44.3	粟島浦村	23.108	3.6	時点修正	
←	海岸線総延長 (k m) ←	構成比 (%) ←																																																																																									
新潟県←	634.960←	100.0←																																																																																									
村上市←	59.944←	9.5 ←																																																																																									
胎内市←	13.870←	2.2 ←																																																																																									
新発田市←	3.144←	0.5 ←																																																																																									
聖籠町←	12.646←	2.0 ←																																																																																									
新潟市←	75.162←	11.8←																																																																																									
長岡市←	16.228←	2.6 ←																																																																																									
出雲崎町←	10.092←	1.6 ←																																																																																									
柏崎市←	40.793←	6.4 ←																																																																																									
上越市←	47.555←	7.5 ←																																																																																									
糸魚川市←	51.554←	8.1 ←																																																																																									
佐渡市←	280.864←	44.2 ←																																																																																									
粟島浦村←	23.108←	3.6 ←																																																																																									
	海岸線総延長 (k m)	構成比 (%)																																																																																									
新潟県	634.800	100.0																																																																																									
村上市	59.464	9.4																																																																																									
胎内市	13.870	2.2																																																																																									
新発田市	3.144	0.5																																																																																									
聖籠町	12.646	2.0																																																																																									
新潟市	75.118	11.8																																																																																									
長岡市	16.228	2.6																																																																																									
出雲崎町	10.062	1.6																																																																																									
柏崎市	40.793	6.4																																																																																									
上越市	47.554	7.5																																																																																									
糸魚川市	51.330	8.1																																																																																									
佐渡市	281.483	44.3																																																																																									
粟島浦村	23.108	3.6																																																																																									
12	5 新潟県の地域特性に応じた対策の方向性	9	▲8	<p>(3) 新潟県における津波対策の方向性  前述の(追加)特性を踏まえると、県内を一律にとらえて対策を考えることは適切ではなく、<u>地域特性に応じて、ある程度地域を類型化して対策を講じる</u>必要があります。</p>	<p>(3) 新潟県における津波対策の方向性  前述の<u>地形</u>特性を踏まえると、県内を一律にとらえて対策を考えることは適切ではなく、<u>ある程度地域を類型化して地域ごとの災害</u>特性に応じた対策を講じる必要があります。</p>	表記の修正																																																																																					

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
13	5 新潟県の地域特性に応じた対策の方向性	10	11	<p>(4) 地域の類型化</p> <p>ア 海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）</p> <p>(イ) 川沿い地域</p> <p>地震の揺れによって、堤防等が沈下し、津波の到達前でも浸水が発生するおそれがあり、続いて、<u>(追加)</u> 河川を遡上してきた津波の影響により堤防が破壊され、被害がさらに拡大するおそれがある地域</p>	<p>(4) 地域の類型化</p> <p>ア 海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）</p> <p>(イ) 川沿い地域</p> <p>地震の揺れによって、堤防等が沈下し、津波の到達前でも浸水が発生するおそれがあり、続いて、<u>河口から</u>河川を遡上してきた津波の影響により堤防が破壊され、被害がさらに拡大するおそれがある地域</p>	情報の追加	
14	5 新潟県の地域特性に応じた対策の方向性	12	9 17	<p>ア 海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）における対策の方向性</p> <p>(ア) 想定される事態</p> <p>c 避難行動</p> <p>(c) <u>(追加)</u> 海水浴客、釣り客などの地域になじみのない観光客の滞在が予想され、津波災害への知識不足から避難の遅れが想定されます。</p> <p>(イ) 対策</p> <p>c 避難</p> <p>(a) 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について<u>(追加)</u> 住民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発</p> <p>(b) 避難場所、避難所の整備・選定・見直し</p> <p>(c) 避難経路の検討</p> <p>(d) 高台への避難路の整備</p> <p>(e) 避難経路の誘導案内方法の検討</p> <p>(f) 具体的な避難経路と避難先を想定した訓練</p>	<p>ア 海沿い・川沿い地域（緊急避難地域）における対策の方向性</p> <p>(ア) 想定される事態</p> <p>c 避難行動</p> <p>(c) <u>海岸沿いの観光施設、宿泊施設の滞在者や、</u>海水浴客、釣り客などの地域になじみのない観光客の滞在が予想され、津波災害への知識不足から避難の遅れが想定されます。</p> <p>(イ) 対策</p> <p>c 避難</p> <p>(a) 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について、<u>企業や大学、NPO等の関係団体と連携した</u>住民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発</p> <p>(b) 避難場所、避難所の整備・選定・見直し</p> <p>(c) 避難経路の検討</p> <p>(d) 高台への避難路の整備</p> <p>(e) 避難経路の誘導案内方法の検討</p>	<p>情報の追加</p> <p>県検討会を踏まえた修正 (①地震・津波等避難対策)</p>	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
				(g) 要配慮者の避難支援対策の検討 (h) <u>(追加)</u> 避難手段の検討	(f) 具体的な避難経路と避難先を想定した訓練 (g) 要配慮者の避難支援対策の検討 (h) <u>徒歩避難を原則としつつ、地域や状況に応じて車利用も含めた</u> 避難手段の検討		
15	5 新潟県の地域特性に応じた対策の方向性	12 13	▲3 7	イ 河川遡上地域（早期避難地域）における対策の方向性 (ア) 想定される事態 c 避難行動 <u>(追加)</u> 津波警報等や避難情報を受け取っても、避難行動に結びつかない場合が想定されます。 ～（略）～ (イ) 対策 c 避難 (a) 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について <u>(追加)</u> 住民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発 (b) 避難場所、避難所の整備・選定・見直し (c) 避難経路の検討（河川周辺を避け、場合によっては通常の避難経路とは異なる避難経路の検討） (d) 高台への避難路の整備 (e) 避難経路の誘導案内方法の検討 (f) 具体的な避難経路と避難先を想定した訓練 (g) 要配慮者の避難支援対策の検討 (h) <u>(追加)</u> 避難手段の検討	イ 河川遡上地域（早期避難地域）における対策の方向性 (ア) 想定される事態 c 避難行動 <u>住民が</u> 津波警報等や避難情報を受け取っても、避難行動に結びつかない場合が想定されます。 ～（略）～ (イ) 対策 c 避難 (a) 津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について、 <u>企業や大学、NPO等の関係団体と連携した</u> 住民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発 (b) 避難場所、避難所の整備・選定・見直し (c) 避難経路の検討（河川周辺を避け、場合によっては通常の避難経路とは異なる避難経路の検討） (d) 高台への避難路の整備 (e) 避難経路の誘導案内方法の検討 (f) 具体的な避難経路と避難先を想定した訓練 (g) 要配慮者の避難支援対策の検討 (h) <u>徒歩避難を原則としつつ、地域や状況に応じて車利用も含めた</u> 避難手段の検討	情報の追加  <u>県検討会を踏まえた修正</u> <u>(①地震・津波等避難対策)</u>	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
16	5 新潟県の地域特性に応じた対策の方向性	13 14	8 3	ウ 低平地浸水地域（長期湛水地域）における対策の方向性 （ア）想定される事態 a 被害 （g）防災拠点（行政機関、消防・警察、医療・保健・福祉施設等）や生活拠点（ <b>物流拠点、流通拠点</b> ）が被災します。 ～（略）～ （イ）対策 d 避難 （a）津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について（ <b>追加</b> ）住民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発 （b）避難場所、避難所の整備・選定・見直し （c）（ <b>追加</b> ）避難手段の検討	ウ 低平地浸水地域（長期湛水地域）における対策の方向性 （ア）想定される事態 a 被害 （g）防災拠点（行政機関、消防・警察、医療・保健・福祉施設等）や生活拠点（ <del>物流拠点、流通拠点</del> ）が被災します。 ～（略）～ （イ）対策 d 避難 （a）津波ハザードマップの整備、津波浸水の状況等について、 <b>企業や大学、NPO等の関係団体と連携した</b> 住民等に対する十分な周知及び避難等に係る意識啓発 （b）避難場所、避難所の整備・選定・見直し （c） <b>徒歩避難を原則としつつ、地域や状況に応じて車利用も含めた</b> 避難手段の検討	表記の修正  県検討会を踏まえた修正 <b>（①地震・津波等避難対策）</b>	
17	6 津波避難計画の基本的な考え方	14	▲14	（3）津波避難計画は、県が実施した津波浸水想定に基づく最大の津波を考慮して策定するものですが、沿岸から近い地震の場合、第1波到達が（ <b>追加</b> ）数分（ <b>追加</b> ）の地点もあることから、津波到達時間が短い場合も踏まえて情報伝達や避難する方策を十分に検討する必要があります。	（3）津波避難計画は、県が実施した津波浸水想定に基づく最大の津波を考慮して策定するものですが、沿岸から近い地震の場合、第1波到達が <b>地震発生から数分以内</b> の地点もあることから、津波到達時間が短い場合も踏まえて情報伝達や避難する方策を十分に検討する必要があります。	表現の追加	
18	7 津波避難計画において定める必要がある事項	15	3	（2）避難対象地域の <b>指定</b> ～ （8）避難指示（ <b>緊急</b> ）等の発令 （9） <b>避難行動要支援者</b> 、観光客等の避難対策	（2）避難対象地域の <b>設定</b> ～ （8）避難指示（ <del>緊急</del> ）等の発令 （9） <b>要配慮者</b> 、観光客等の避難対策	R3避難情報に関するガイドラインの改訂を踏まえた修正  R3避難行動要支援者の避難行動支援に関する取	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
						組指針の改定を踏まえた修正  国の「市町村における津波避難計画策定指針」の改定を踏まえた修正	
19	7 津波避難計画において定める必要がある事項	15	7	 <p>津波避難計画の概念図 別添2</p>	 <p>津波避難計画の概念図</p>	情報の追加	
20	8 用語の意味	16 17	4	<p>(1) <u>(追加)</u></p> <p>(2) 避難対象地域 津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定等を踏まえ市町村が<u>指定</u>する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲での<u>指定</u>を検討する。</p> <p>(3)～(6) 省略 (7) 津波避難ビル</p>	<p>(1)</p> <p><u>(2) 津波災害警戒区域</u> 津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生じるおそれのある地域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域をいう。</p> <p><u>(3) 避難対象地域</u> 津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定等を踏まえ市町村が<u>設定</u>する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲での<u>設定</u>を検討する。</p> <p><u>(4)～(7) 省略</u></p>	情報の追加	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
				<p>避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市町村が<u>指定</u>する。</p> <p>～（略）</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>(8) 津波避難ビル</u> 避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物をいう。避難対象地域内の建物を市町村が<u>設定</u>する。</p> <p><u>(9) ～ (14) 省略</u></p> <p><u>(15) 要配慮者</u> <u>高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者をいう。</u></p> <p><u>(16) 避難行動要支援者</u> <u>要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。</u></p> <p><u>(17) 地区防災計画</u> <u>地区居住者等が共同して行う防災活動に関する計画であり、市町村等が活動の中心となる市町村地域防災計画とコミュニティが中心となる地区防災計画とが相まって地域における防災力の向上を図ろうとするもの。</u></p>		
21	9 津波避難計画に掲載する内容	17	15 ～ 23	<p>(2) 避難対象地域の<u>指定</u></p> <p>避難対象地域は、津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要<u>な</u>地域であり、避難指示 <u>(緊急) 等</u>を発令する際に避難の対象となる地域です。</p> <p>このため、避難対象地域は、住民等の理解を十分に得た上で<u>指定</u>することが非常に重要です。</p> <p>避難対象地域は県が実施した津波浸水想定等を踏まえ <u>(追加) 指定</u>しますが、推定や予測の上での限界があるため、バッファゾーンを設定するなど安全側に立った <u>(広めの) 指定</u>を検討する必要があります。</p>	<p>(2) 避難対象地域の<u>設定</u></p> <p>避難対象地域は、津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要<u>となる</u>地域であり、避難指示 <u>(緊急) 等</u>を発令する際に<u>避難の</u>対象となる地域です。</p> <p>このため、避難対象地域は、住民等の理解を十分に得た上で<u>設定</u>することが非常に重要です。</p> <p>避難対象地域は、県が実施した津波浸水想定等を踏まえて<u>市町村が設定</u>しますが、推定や予測の上での限界があるため、バッファゾーンを設定するなど安全側に立った</p>	<p>R3 避難情報に関するガイドラインの改訂を踏まえた修正</p> <p>国の「市町村における津波避難計画策定指針」の改定を踏まえた修正</p>	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
				<p>また、避難指示（緊急）等を発令する場合、発令の対象となった地域名が住民等に迅速、かつ正確に伝わることが重要です。さらに、避難活動にあたっては、自ら避難すること（自助）はもとより、<u>避難行動要支援者</u>の避難誘導等（共助）を考えた場合、地域ぐるみの助け合いも非常に大切です。</p> <p>こうしたことから、避難対象地域を<u>指定する</u>にあたっては、自主防災組織や町内会等の単位、あるいは地形的に一体的な区域に基づく<u>指定</u>を検討します。</p>	<p><del>（広めの）設定</del>を検討する必要があります。</p> <p>また、避難指示（緊急）等を発令する場合、発令の対象となった地域名が住民等に迅速かつ正確に伝わることが重要です。さらに、避難活動にあたっては、自ら避難すること（自助）はもとより、<u>要配慮者</u>の避難誘導等（共助）を考えた場合、地域ぐるみの助け合いも非常に大切です。</p> <p>こうしたことから、避難対象地域を<u>の指定する</u>にあたっては、自主防災組織や町内会等の単位、あるいは地形的に一体的な区域に基づく<u>設定</u>を検討します。</p>		
22	9 津波避難計画に掲載する内容	18	2	<p>イ 避難目標地点の設定</p> <p>津波浸水想定等を踏まえ、<u>避難者が避難対象地域外へ脱出する際の目標地点</u>を避難対象地域の外側に設定します。津波避難では、時間と余力のある限り、安全な場所を目指すことが基本となります。</p> <p>（ア）津波が短時間で到来する場合、必ずしも市町村が指定した<u>指定緊急避難場所への最短コース</u>を避難する必要はなく、<del>（例えば最短コースによる避難が津波浸水想定区域内を長時間通過しなければならない場合、最短コースによる避難がかえって危険を増す可能性がある。）</del>、何よりも避難対象地域の外に最も安全かつ早く避難できる目標の地点（避難目標地点）への最短コースを避難することが重要です。</p>	<p>イ 避難目標地点の設定</p> <p>津波浸水想定等を踏まえ、<u>避難目標地点</u>を避難対象地域の外側に設定します。津波避難では、時間と余力のある限り、安全な場所を目指すことが基本となります。</p> <p>（ア）津波が短時間で到来する場合、必ずしも市町村が指定した<u>避難路</u>を避難する必要はなく（例えば最短コースによる避難が津波浸水想定区域内を長時間通過しなければならない場合、最短コースによる避難がかえって危険を増す可能性がある。）、何よりも避難対象地域の外に最も安全かつ早く避難できる目標の地点（避難目標地点）への最短コースを避難することが重要です。</p>	表記の修正	
23	9 津波避難計画に掲載する内容	18	▲10	<p>ウ 避難可能距離（範囲）の設定</p> <p>（ア）歩行速度は 1.0m/秒（高齢者自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を目安としますが、歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人等については、さらに歩行速度が低下する <u>(0.5m/秒)</u> こと、東</p>	<p>ウ 避難可能距離（範囲）の設定</p> <p>（ア）歩行速度は 1.0m/秒（高齢者自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を目安としますが、歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人等については、さらに歩行速度が低下する <del>(0.5m/秒)</del> こと、東日本大震災</p>	表記の修正	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
				日本大震災時の津波避難実態調査結果による平均避難速度が 0.62m/秒であったこと等を考慮する必要があります。	時の津波避難実態調査結果による平均避難速度が 0.62m/秒であったこと等を考慮する必要があります。		
24	9 津波避難計画に掲載する内容	20	1	エ 避難路、避難経路の想定 (ウ) <u>(追加)</u> 津波の進行方向と同方向へ避難する道路を指定・設定する。	エ 避難路、避難経路の想定 (ウ) <u>原則</u> 、津波の進行方向と同方向へ避難する道路を指定・設定する。	表記の修正	
25	9 津波避難計画に掲載する内容	20	13	オ 避難困難地域の抽出 (イ) 避難困難地域の避難者が避難する場所を確保するために、津波避難ビル等を <u>指定</u> しておく必要があります。(津波避難ビル等の <u>指定・設定</u> については「(4) 指定緊急避難場所等、避難路等の指定・設定」を参照) <u>(追加)</u>	オ 避難困難地域の抽出 (イ) 避難困難地域の避難者が避難する場所を確保するために、津波避難ビル等を <u>設定</u> しておく必要があります。(津波避難ビル等の <u>指定・設定</u> については「(4) 指定緊急避難場所等、避難路等の指定・設定」を参照) <u>(ウ) 徒歩による避難困難地域がある場合は、自動車等による避難の目標地点や避難経路について、避難時の道路交通状況等を想定し、住民を交えて検討しておくことが望まれます。</u>	県検討会を踏まえた修正 (①地震・津波等避難対策)	
26	9 津波避難計画に掲載する内容	21	2	ア 指定緊急避難場所等の指定・設定 (ア) 市町村長は、災害対策基本法及び関係法令の規定に基づき、 <u>(追加)</u> 指定緊急避難所を指定します。 また、指定に当たっては、災害対策基本法、関係法令に規定する基準及び「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」( <u>平成 29 年 3 月</u> 内閣府(防災担当)) によるほか、以下の点にも留意します。	ア 指定緊急避難場所等の指定・設定 (ア) 市町村長は、災害対策基本法及び関係法令の規定に基づき、 <u>居住者等が災害から命を守るために緊急的に避難する施設又は場所を指定緊急避難所として</u> 指定します。 また、指定に当たっては、災害対策基本法、関係法令に規定する基準及び「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」( <u>令和 8 年 1 月</u> 内閣府(防災担当)) によるほか、以下の点にも留意します。	R8「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」の改定を踏まえた修正	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
27	9 津波避難計画に掲載する内容	21	19	<p>指定緊急避難場所の機能の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者 1人あたり十分なスペースが確保されていること。(最低限1人当たり1㎡以上を確保することが望ましい。)</li> <li>・夜間照明及び情報機器(伝達・収集)等を備えていることが望ましい。</li> <li>・一晚程度宿泊できる設備(毛布等)、飲料料等が備蓄されていることが望ましい。</li> </ul>	<p>指定緊急避難場所の機能の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難者 1人あたり十分なスペースが確保されていること。(最低限1人当たり1㎡以上を確保することが望ましい。)</li> <li>・夜間照明及び情報機器(伝達・収集)等を備えていることが望ましい。</li> <li>・熱中症や防寒対策として、<u>テントや飲料水、冷却材、防寒具、非常食、簡易トイレなどの備蓄品を可能な範囲で備えることや、防災東屋や防災コンテナなどの施設が整備されていることが望ましい。</u></li> </ul>	R8「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」の改定を踏まえた修正	
28	9 津波避難計画に掲載する内容	21	▲1	<p>ア 指定緊急避難場所等の指定・設定～(略)</p> <p><u>なお、機能性の確保にあつては、避難者数に応じた十分なスペースを確保するとともに、情報機器(戸別受信機、ラジオ等)を優先的に整備し、避難者に対して津波観測情報や被害状況、津波警報等の切り替えや解除等の情報を適時、的確に伝達することが大切です。(追加)</u></p>	<p>ア 指定緊急避難場所等の指定・設定～(略)</p> <p><u>なお、機能性の確保にあつては、避難者数に応じた十分なスペースを確保するとともに、情報機器(戸別受信機、ラジオ等)を優先的に整備し、避難者に対して津波観測情報や被害状況、津波警報等の切り替えや解除等の情報を適時、的確に伝達することが大切です。<u>避難者の救助等の観点から、避難者を把握することも重要であり、無線機やトランシーバー、衛星電話等の設置や、監視カメラ、ドローン等の活用などにより、避難者の把握に努める必要があります。</u></u></p>	R8「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」の改定を踏まえた修正	
29	9 津波避難計画に掲載する内容	22	▲4	<p>イ 津波避難ビルの<u>指定</u></p> <p>市町村長は、避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、避難対象地域内の公共施設又は民間施設を津波避難ビルに<u>指定</u>します。</p> <p><u>なお、～を参照ください。</u></p> <p><u>また、津波避難ビルを新たに指定・整備する場合や既に指定されたものを引き続き活用する場合、「指定緊急避難場所」や津波防災地域づくりに関する法律に規定する「指定避難施設」の要件等について参照することが望ましいです。</u></p>	<p>イ 津波避難ビルの<u>設定</u></p> <p>市町村長は、避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急に避難するために、避難対象地域内の公共施設又は民間施設を津波避難ビルに<u>設定</u>します。</p> <p><u>なお、津波避難ビルの設定については以下の例規、通知等を参照してください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・津波防災地域づくり法第56条第1項</li> <li>・「津波防災地域づくりに関する法律施行規則」(平成23年国土交通省令第99号)第31条</li> <li>・「指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令」(平成23年内閣府令・国土交通省令第8号)第1条</li> </ul>	<p>時点修正</p> <p>表記の修正</p> <p>R8「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」の改定を踏まえた修正</p>	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・「津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件」(平成23年国土交通省告示第1318号) 第一及び第二</li> <li>・「津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計法等に係る追加的知見について(技術的助言)」(平成23年11月17日 国土交通省住宅局長)</li> <li>・「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(令和8年1月 内閣府(防災担当))</li> <li>・「津波避難ビル等の構造上の要件の解説」(平成24年2月 国土交通省国土技術政策総合研究所、一般社団法人建築性能規準推進協会、協力独立行政法人建築研究所)</li> <li>・「津波避難ビル等に係る事例集」(平成29年7月 内閣府(防災担当))</li> <li>・「津波避難ビル・津波避難タワー等に関する今後の対応について(技術的助言)」(令和7年7月25日 内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官(調査・企画担当))</li> </ul> <p>また、津波避難ビルを新たに指定・整備する場合や既に指定されたものを引き続き活用する場合、「指定緊急避難場所」や津波防災地域づくりに関する法律に規定する「指定避難施設」の要件等について参照することが望まれます。</p>		

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考						
30	9 津波避難計画に掲載する内容	23	1	<table border="1"> <tr> <td>津波避難ビルの安全性の基準</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準水位（せり上がり浸水深）（案）以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。</li> <li>海岸に直接面していないこと。</li> <li>耐震性を有していること（少なくとも昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定・設定すること。）</li> <li>避難路等に面していることが望ましい。</li> <li>進入口への円滑な誘導が可能であること。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>津波避難ビルの機能の目安</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難者の収容スペースとしては1人当たり1㎡以上の有効面積を確保しておくことが望ましい。</li> <li>夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。</li> </ul> </td> </tr> </table>	津波避難ビルの安全性の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準水位（せり上がり浸水深）（案）以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。</li> <li>海岸に直接面していないこと。</li> <li>耐震性を有していること（少なくとも昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定・設定すること。）</li> <li>避難路等に面していることが望ましい。</li> <li>進入口への円滑な誘導が可能であること。</li> </ul>	津波避難ビルの機能の目安	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者の収容スペースとしては1人当たり1㎡以上の有効面積を確保しておくことが望ましい。</li> <li>夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>津波避難ビルの安全性の基準</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>基準水位（せり上がり浸水深）（案）以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。</li> <li><del>海岸に直接面していないこと。</del></li> <li>耐震性を有していること（少なくとも昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を設定すること。）</li> <li><u>津波避難ビルの安全性について参考となる基準の例として、以下のものを参考に設定を検討するものとする。</u> <u>津波防災地域づくりに関する法律第56条第1項第1号、第2号及び津波防災地域づくりに関する法律施行規則第31条第1号に基づき定められている基準</u> <u>「津波避難ビル等の構造上の要件の解説」（平成24年2月、国土交通省国土技術政策総合研究所、一般社団法人建築性能基準推進協会、協力独立行政法人建築研究所）</u></li> <li><del>避難路等に面していることが望ましい。</del></li> <li><del>進入口への円滑な誘導が可能であること。</del></li> </ul> </td> </tr> </table>	津波避難ビルの安全性の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準水位（せり上がり浸水深）（案）以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。</li> <li><del>海岸に直接面していないこと。</del></li> <li>耐震性を有していること（少なくとも昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を設定すること。）</li> <li><u>津波避難ビルの安全性について参考となる基準の例として、以下のものを参考に設定を検討するものとする。</u> <u>津波防災地域づくりに関する法律第56条第1項第1号、第2号及び津波防災地域づくりに関する法律施行規則第31条第1号に基づき定められている基準</u> <u>「津波避難ビル等の構造上の要件の解説」（平成24年2月、国土交通省国土技術政策総合研究所、一般社団法人建築性能基準推進協会、協力独立行政法人建築研究所）</u></li> <li><del>避難路等に面していることが望ましい。</del></li> <li><del>進入口への円滑な誘導が可能であること。</del></li> </ul>	国の「市町村における津波避難計画策定指針」の改定を踏まえた修正	
津波避難ビルの安全性の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準水位（せり上がり浸水深）（案）以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。</li> <li>海岸に直接面していないこと。</li> <li>耐震性を有していること（少なくとも昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を指定・設定すること。）</li> <li>避難路等に面していることが望ましい。</li> <li>進入口への円滑な誘導が可能であること。</li> </ul>												
津波避難ビルの機能の目安	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難者の収容スペースとしては1人当たり1㎡以上の有効面積を確保しておくことが望ましい。</li> <li>夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。</li> </ul>												
津波避難ビルの安全性の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>基準水位（せり上がり浸水深）（案）以上の高さに避難上有効な屋上その他の場所が配置され、かつ、当該場所までの避難上有効な階段その他の経路があること。</li> <li><del>海岸に直接面していないこと。</del></li> <li>耐震性を有していること（少なくとも昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、耐震補強実施済みの建物を設定すること。）</li> <li><u>津波避難ビルの安全性について参考となる基準の例として、以下のものを参考に設定を検討するものとする。</u> <u>津波防災地域づくりに関する法律第56条第1項第1号、第2号及び津波防災地域づくりに関する法律施行規則第31条第1号に基づき定められている基準</u> <u>「津波避難ビル等の構造上の要件の解説」（平成24年2月、国土交通省国土技術政策総合研究所、一般社団法人建築性能基準推進協会、協力独立行政法人建築研究所）</u></li> <li><del>避難路等に面していることが望ましい。</del></li> <li><del>進入口への円滑な誘導が可能であること。</del></li> </ul>												
31	9 津波避難計画に掲載する内容	23	13	<p>津波避難ビルとしては、マンション、ホテル、旅館、工場、倉庫等が考えられますが、<b>指定</b>にあたっては、これらの所有者や管理者の理解が必要です。地域ぐるみで津波避難計画を策定することにより、こうした施設の所有者等に対し、地域の一員として地域の安全確保を担う役割を果たすことを理解していただきながら、数多くの津波避難ビルを<b>指定</b>することが大切です。</p> <p>津波浸水予想地域内に高いビルが存在しない場合等は、道路等の盛土等により高くなっている部分、歩道橋等の利用、<b>（追加）</b>浸水想定区域内の公園等への人工的な高台（盛土）の設置、津波避難タワーの整備等を検討する必要があります。</p>	<p>津波避難ビルとしては、マンション、ホテル、旅館、工場、倉庫等が考えられますが、<b>設定</b>にあたっては、これらの所有者や管理者の理解が必要です。地域ぐるみで津波避難計画を策定することにより、こうした施設の所有者等に対し、地域の一員として地域の安全確保を担う役割を果たすことを理解していただきながら、数多くの津波避難ビルを<b>設定</b>することが大切です。</p> <p>津波浸水予想地域内に高いビルが存在しない場合等は、道路等の盛土等により高くなっている部分、歩道橋等の利用、<b>津波</b>浸水想定区域内の公園等への人工的な高台（盛土）の設置、津波避難タワーの整備等を検討する必要があります。</p>	国の「市町村における津波避難計画策定指針」の改定を踏まえた修正							

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
				<p>～（略）</p> <p>また、津波避難ビルの<u>指定</u>に際しては、避難路等の容量を踏まえて、津波到達までに避難できる距離や、津波避難ビルの収容可能人数を考慮した上で、避難可能な区域の範囲を検討することが望まれます。</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>～（略）</p> <p>また、津波避難ビルの<u>設定</u>に際しては、避難路等の容量を踏まえて、津波到達までに避難できる距離や、津波避難ビルの収容可能人数を考慮した上で、避難可能な区域の範囲を検討することが望まれます。</p> <p><u>なお、民間施設を避難場所として活用する場合には、空調設備環境の確保や備蓄の提供など、施設管理者との連携強化に努める必要があります。</u></p>		
32	9 津波避難計画に掲載する内容	23	▲10	<u>（追加）</u>	<p><u>【参考】「津波避難ビル・津波避難タワー等に関する今後の対応について（技術的助言）」（令和7年7月25日 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）</u></p> <p><u>＜津波避難ビル・津波避難タワー等の指定・整備が完了するまでの暫定的な対応について＞</u>  <u>地震発生から津波がすぐに到達する地域で、高台等の避難場所がないところについては、津波避難ビル・津波避難タワー等を整備し、レベル2の津波に対しても避難場所の安全性を確保する必要があります。</u>  <u>しかしながら、レベル2対応の津波避難ビル・津波避難タワー等の指定や整備に時間を要する一方で、レベル2より小さい津波の発生も想定され、少しでも命が助かる確率が高い建物をなるべく多く確保しておくことが重要です。</u>  <u>レベル2の津波に対する津波避難ビル・津波避難タワー等の安全性が確保できるまでの暫定的な措置として、レベル2の津波に対する安全性が十分に確保できていない施設であっても、安全な場所へ避難する時間がない状況での緊急的行動として、少しでも助かる確率が高いビル等を活用することが考えられます。そのため、指定緊急避難場所としては指定できないものの、できる限りの確保に努める必要があります。</u>  <u>なお、レベル2の津波に対する安全性が確保できていない施設を使用する場合には、安全な施設に逃げるのが基本であることに加え、あくまでも緊急的な措置であることを地域住民等に対して周知したうえで使用することとしてください。</u></p>	<p>国の「市町村における津波避難計画策定指針」の改定を踏まえた修正</p>	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考								
33	9 津波避難計画に掲載する内容	24	1	<table border="1"> <tr> <td>避難路の安全性の基準</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮しながら幅員が広いこと。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。</li> <li>橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。</li> <li>防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。</li> <li>海岸、河川沿いの道路は、原則として避難路としない。</li> <li>避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する。（海岸方向にある指定緊急避難場所へ向かつての避難をするような避難路の指定は原則として行わない。）</li> <li>避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面して津波避難ビルが指定されていることが望ましい。</li> <li>地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る必要がある。</li> <li>家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難路の機能性の目安</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。</li> <li>夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。</li> <li>階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。</li> </ul> </td> </tr> </table>	避難路の安全性の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮しながら幅員が広いこと。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。</li> <li>橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。</li> <li>防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。</li> <li>海岸、河川沿いの道路は、原則として避難路としない。</li> <li>避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する。（海岸方向にある指定緊急避難場所へ向かつての避難をするような避難路の指定は原則として行わない。）</li> <li>避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面して津波避難ビルが指定されていることが望ましい。</li> <li>地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る必要がある。</li> <li>家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。</li> </ul>	避難路の機能性の目安	<ul style="list-style-type: none"> <li>円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。</li> <li>夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。</li> <li>階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>避難路の安全性の基準</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮しながら幅員が広いこと。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。</li> <li>橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。</li> <li>防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。</li> <li>海岸、河川沿いの道路は、原則として避難路としない。</li> <li>避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する。（海岸方向にある指定緊急避難場所へ向かつての避難をするような避難路の指定は原則として行わない。）</li> <li>避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面して津波避難ビルが<u>設定</u>されていることが望ましい。</li> <li>地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る必要がある。</li> <li>家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>避難路の機能性の目安</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。</li> <li>夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。</li> <li>階段、急な坂道等には<u>スロープ等を設置し段差解消を図るなどバリアフリー環境が整備</u>されていることが望ましい。</li> </ul> </td> </tr> </table>	避難路の安全性の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮しながら幅員が広いこと。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。</li> <li>橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。</li> <li>防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。</li> <li>海岸、河川沿いの道路は、原則として避難路としない。</li> <li>避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する。（海岸方向にある指定緊急避難場所へ向かつての避難をするような避難路の指定は原則として行わない。）</li> <li>避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面して津波避難ビルが<u>設定</u>されていることが望ましい。</li> <li>地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る必要がある。</li> <li>家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。</li> </ul>	避難路の機能性の目安	<ul style="list-style-type: none"> <li>円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。</li> <li>夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。</li> <li>階段、急な坂道等には<u>スロープ等を設置し段差解消を図るなどバリアフリー環境が整備</u>されていることが望ましい。</li> </ul>	国の「市町村における津波避難計画策定指針」の改定を踏まえた修正	
避難路の安全性の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮しながら幅員が広いこと。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。</li> <li>橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。</li> <li>防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。</li> <li>海岸、河川沿いの道路は、原則として避難路としない。</li> <li>避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する。（海岸方向にある指定緊急避難場所へ向かつての避難をするような避難路の指定は原則として行わない。）</li> <li>避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面して津波避難ビルが指定されていることが望ましい。</li> <li>地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る必要がある。</li> <li>家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。</li> </ul>														
避難路の機能性の目安	<ul style="list-style-type: none"> <li>円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。</li> <li>夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。</li> <li>階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。</li> </ul>														
避難路の安全性の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮しながら幅員が広いこと。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあつては、十分な幅員が確保されていること。</li> <li>橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。</li> <li>防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。</li> <li>海岸、河川沿いの道路は、原則として避難路としない。</li> <li>避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように指定する。（海岸方向にある指定緊急避難場所へ向かつての避難をするような避難路の指定は原則として行わない。）</li> <li>避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面して津波避難ビルが<u>設定</u>されていることが望ましい。</li> <li>地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により避難路が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る必要がある。</li> <li>家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。</li> </ul>														
避難路の機能性の目安	<ul style="list-style-type: none"> <li>円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。</li> <li>夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。</li> <li>階段、急な坂道等には<u>スロープ等を設置し段差解消を図るなどバリアフリー環境が整備</u>されていることが望ましい。</li> </ul>														
34	9 津波避難計画に掲載する内容	24	▲14	<table border="1"> <tr> <td>避難経路の安全性の基準</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。</li> <li>最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。</li> <li>複数の迂回路が確保されていること。</li> <li>海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としない。</li> <li>避難途中での津波の来襲に対応するために、避難経路に面して津波避難ビルが設置されていることが望ましい。</li> <li>階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。</li> </ul> </td> </tr> </table>	避難経路の安全性の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。</li> <li>最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。</li> <li>複数の迂回路が確保されていること。</li> <li>海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としない。</li> <li>避難途中での津波の来襲に対応するために、避難経路に面して津波避難ビルが設置されていることが望ましい。</li> <li>階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td>避難経路の安全性の基準</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。</li> <li>最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。</li> <li>複数の迂回路が確保されていること。</li> <li>海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としない。</li> <li>避難途中での津波の来襲に対応するために、避難経路に面して津波避難ビルが<u>設定</u>されていることが望ましい。</li> <li>階段、急な坂道等には<u>スロープ等を設置し段差解消を図るなどバリアフリー環境が整備</u>されていることが望ましい。</li> </ul> </td> </tr> </table>	避難経路の安全性の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。</li> <li>最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。</li> <li>複数の迂回路が確保されていること。</li> <li>海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としない。</li> <li>避難途中での津波の来襲に対応するために、避難経路に面して津波避難ビルが<u>設定</u>されていることが望ましい。</li> <li>階段、急な坂道等には<u>スロープ等を設置し段差解消を図るなどバリアフリー環境が整備</u>されていることが望ましい。</li> </ul>	国の「市町村における津波避難計画策定指針」の改定を踏まえた修正					
避難経路の安全性の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。</li> <li>最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。</li> <li>複数の迂回路が確保されていること。</li> <li>海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としない。</li> <li>避難途中での津波の来襲に対応するために、避難経路に面して津波避難ビルが設置されていることが望ましい。</li> <li>階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。</li> </ul>														
避難経路の安全性の基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないこと。</li> <li>最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できること。</li> <li>複数の迂回路が確保されていること。</li> <li>海岸、河川沿いの道路は、原則として避難経路としない。</li> <li>避難途中での津波の来襲に対応するために、避難経路に面して津波避難ビルが<u>設定</u>されていることが望ましい。</li> <li>階段、急な坂道等には<u>スロープ等を設置し段差解消を図るなどバリアフリー環境が整備</u>されていることが望ましい。</li> </ul>														
35	9 津波避難計画に掲載する内容	25	4	<p>エ 避難の方法 (追加) ～ (略) しかし、地域によっては、指定緊急避難場所や避難目標地点まで避難するには相当な距離があるなど、避難行動要支援者等の円滑な避難が非常に困難であり、<u>かつ自動車等を利用した</u></p>	<p>エ 避難の方法 <u>・ 道路の損傷や液状化等により自動車等の通行ができないおそれが高いこと。</u> ～ しかし、地域によっては、指定緊急避難場所や避難目標地点まで避難するには相当な距離があるなど、避難行動要支援者等の円滑な避難</p>	情報の追加 県検討会を踏まえた修正 (①地震・津波等避難対策)									

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
				<p><u>場合であっても、渋滞や交通事故等の恐れや徒歩による避難者の円滑な避難を妨げる恐れが低い場合などには地域の实情に応じた避難方法をあらかじめ検討しておく必要があります。</u>  <u>(追加)</u>            避難開始が遅れ津波の到達時間が切迫した場合には、状況によってはあえて屋外へ避難するよりも、建物の上層階に避難する方が身の安全を確保できる可能性が高いことも考えられることから、場合によっては各自の状況判断に基づく臨機応変な対応が必要です。</p> <p>【参考】中央防災会議防災対策推進検討会議「津波避難対策検討ワーキンググループ」報告(平成24年7月)            ~  <u>(追加)</u></p>	<p>が非常に困難であり、<u>やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には、交通渋滞等による逃げ遅れが生じないように、津波浸水想定の上層階開始時間も考慮し、地域による自動車利用の選定や避難経路の確保、駐車スペースの拡充など、地域の实情に応じた避難方法をあらかじめ検討したうえで、平時から避難訓練を行うなど住民等の円滑な避難の確保に努めておく必要があります。</u>  <u>具体的には、自動車等で避難せざるを得ない地域や避難行動要支援者等を把握し、渋滞が起こる可能性の高い道路や交差点等を考慮にいれながら、住民が主体となって、地区ごとに自動車での避難経路を検討しておくことが重要です。(10 地区単位の津波避難計画を参照)</u>            避難開始が遅れ、津波の到達時間が切迫した場合には、状況によってはあえて屋外へ避難するよりも、建物の上層階に避難する方が身の安全を確保できる可能性が高いことも考えられることから、<u>場合によっては各自の状況判断に基づく臨機応変な対応が必要です。</u></p> <p>【参考】中央防災会議防災対策推進検討会議「津波避難対策検討ワーキンググループ」報告(平成24年7月)            ~  <u>【参考】新潟県「令和6年能登半島地震を踏まえた防災対策検討会」報告書(令和7年3月)</u></p> <p>○津波等避難  <u>【取組の方向性】</u>            ・ <u>避難方法については、徒歩避難を原則としつつ、車避難を地域や状況に応じて選択する場合は、地域の人口密度や道路ネットワーク、交通容量、人流データ等、様々な要素を</u></p>	<p>国の「市町村における津波避難計画策定指針」の改定を踏まえた修正</p>	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
					<p><u>参考にして、最適かつ安全な方法を地域ごとに検討していく。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>確実な住民避難のためには、要支援者、一時滞在者、季節等の条件も想定した地区単位での避難計画づくりを進めるとともに、防災訓練等を行っていく必要があるため、県、市町村、地区住民、地域の企業や団体等が連携して取り組んでいく。</u></li> <li><u>要支援者の避難は、日本海側の津波が短時間で到達する等の特徴を踏まえ、車の利用等の適切な支援方法を検討し、個別避難計画の作成に取り組む。</u></li> </ul>		
36	9 津波避難計画に掲載する内容	26	3	<p>ア 連絡・参集体制 津波による人的被害を軽減するためには、特に、大津波警報・津波警報や津波注意報の伝達や避難指示（緊急）等の発令を早期に、かつ正確に行うことが何よりも重要です。 ～（略） こうしたことから、勤務時間外に大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の参集規定を定め、津波注意報等が解除されるまでの間、津波の実況や被害状況の把握等ができる体制を整える必要があります。</p> <p>イ 情報受信・伝達体制等 大津波警報・津波警報や津波注意報を住民等に伝達することは市町村長の責務であり、各市町村においては、こうした大津波警報等の受信及び伝達、避難指示（緊急）等の発令</p>	<p>ア 連絡・参集体制 津波による人的被害を軽減するためには、特に、大津波警報・津波警報・津波注意報の伝達や避難指示（緊急）等の発令を早期に、かつ正確に行うことが何よりも重要です。 ～（略） こうしたことから、勤務時間外に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の参集規定を定め、津波警報等が解除されるまでの間、津波の実況や被害状況の把握等ができる体制を整える必要があります。</p> <p>イ 情報受信・伝達体制等 大津波警報・津波警報・津波注意報を住民等に伝達することは市町村長の責務であり、各市町村においては、こうした大津波警報等の受信及び伝達、避難指示（緊急）等の発令</p>	<p>R3 避難情報に関するガイドラインの改訂を踏まえた修正</p> <p>国の「市町村における津波避難計画策定指針」の改定を踏まえた修正</p>	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
37	9 津波避難計画に掲載する内容	26	▲1	<p>(6) 避難誘導等に従事する者の安全の確保～(略)</p> <p>また、<u>避難行動要支援者</u>の避難支援と、避難誘導等に従事する者の安全確保は、リードタイムが限られている津波災害時においては大きな問題であり、<u>避難行動要支援者</u>自らも防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援のあり方を十分議論する必要があります。</p> <p>～(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(6) 避難誘導等に従事する者の安全の確保～(略)</p> <p>また、<u>要配慮者</u>の避難支援と、避難誘導等に従事する者の安全確保は、リードタイムが限られている津波災害時においては大きな問題であり、<u>要配慮者</u>自らも防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援のあり方を十分議論する必要があります。</p> <p>～(略)</p> <p><u>近年では、自主防災組織や防災士が、地域での避難誘導に協力することがあります。そういった、地域で防災活動を行っている住民の方々に対しても、避難誘導時の安全確保に十分注意するよう促す必要があります。</u></p>	<p>国の「市町村における津波避難計画策定指針」の改定を踏まえた修正</p> <p>R5 自主防災組織の手引を踏まえた追記</p>	
38	9 津波避難計画に掲載する内容	29	6	<p>ア 津波情報等の収集</p> <p>(ア) 大津波警報・津波警報、津波注意報の早期収集</p> <p>市町村は、大津波警報・津波警報、津波注意報の通知を受けたとき、あるいは知ったときは、<u>災対法</u>第56条に基づき、地域防災計画の定めるところにより、住民等に対して伝達しなければなりません。</p>	<p>ア 津波情報等の収集</p> <p>(ア) 大津波警報・津波警報、津波注意報の早期収集</p> <p>市町村は、大津波警報・津波警報、津波注意報の通知を受けたとき、あるいは知ったときは、<u>災害対策基本法</u>第56条に基づき、地域防災計画の定めるところにより、住民等に対して伝達しなければなりません。</p>	表記の統一	
39	9 津波避難計画に掲載する内容	29	13	<p>ア 津波情報等の収集</p> <p>(イ) 津波の実況等の情報収集</p> <p>津波の実況等の情報を収集することは、救助・救出活動等の災害応急対策実施又は退避の判断の基礎となるほか、住民に対する適切な避難誘導に役立つことが期待されます。</p>	<p>ア 津波情報等の収集</p> <p>(イ) 津波の実況等の情報収集</p> <p>津波の実況等の情報を収集することは、<u>住民に対する適切な避難誘導や、救助・救出活動等の災害応急対策の実施又は退避の判断の基礎となります。</u></p>	表記の修正	
40	9 津波避難計画に掲載する内容	29	▲8	<p>イ 津波情報等の伝達</p> <p>大津波警報・津波警報、津波注意報や避難指示(<u>緊急</u>)等の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、次の点に留意し、伝達系統及び伝達方法を定めます。</p>	<p>イ 津波情報等の伝達</p> <p>大津波警報・津波警報・津波注意報や避難指示(<del>緊急</del>)等の情報を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、次の点に留意し、伝達系統及び伝達方法を定めます。</p>	R3 避難情報に関するガイドラインの改訂を踏まえた修正	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考																
41	9 津波避難計画に掲載する内容	29	▲2	イ 津波情報等の伝達 ～ なお、津波情報等の伝達にあたっては、本指針によるほか、 <u>「避難勧告等に関するガイドライン①（避難行動・情報伝達編）」（平成29年1月 内閣府（防災担当））</u> もご参照ください。	イ 津波情報等の伝達 ～ なお、津波情報等の伝達にあたっては、本指針によるほか、 <u>「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月 内閣府（防災担当））</u> もご参照ください。	時点修正																	
42	9 津波避難計画に掲載する内容	30	1	(ア) 情報伝達にあたって留意するポイント <table border="1"> <tr> <td>何を知らせるか</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>大津波警報・津波警報、津波注意報の発表、津波襲来の危険、避難指示（緊急）等、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等</li> <li>伝達内容について、あらかじめ想定し雛型を作成</li> <li>大津波警報は、津波の予想高さが3mを超える場合に発表される</li> <li>満潮時間</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>誰に対して知らせるか</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波の危険がある地域の住民等か、それ以外の地域を含めた住民等か</li> <li>避難対象地域の住民等の誰を対象とするか (住民、滞在者（観光客、海水浴客、釣り客等）、通過者、漁業関係者、港湾関係者、船舶、海岸工事関係者等)</li> <li>避難促進施設（社会福祉施設、学校、医療施設、地下街等）の管理者等</li> <li>指定緊急避難場所等に避難している避難者</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>いつ、どのタイミングで知らせるか</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難指示（緊急）等）</li> <li>津波発生前後（大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報、被害情報等）</li> <li>津波終息後（大津波警報・津波警報、津波注意報の解除、避難指示（緊急）等の解除等）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>どのような手段で</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>同報無線、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・FAX、登録制メール、緊急速報メール、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等</li> <li>情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難における避難行動要支援者）</li> </ul> </td> </tr> </table>	何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>大津波警報・津波警報、津波注意報の発表、津波襲来の危険、避難指示（緊急）等、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等</li> <li>伝達内容について、あらかじめ想定し雛型を作成</li> <li>大津波警報は、津波の予想高さが3mを超える場合に発表される</li> <li>満潮時間</li> </ul>	誰に対して知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波の危険がある地域の住民等か、それ以外の地域を含めた住民等か</li> <li>避難対象地域の住民等の誰を対象とするか (住民、滞在者（観光客、海水浴客、釣り客等）、通過者、漁業関係者、港湾関係者、船舶、海岸工事関係者等)</li> <li>避難促進施設（社会福祉施設、学校、医療施設、地下街等）の管理者等</li> <li>指定緊急避難場所等に避難している避難者</li> </ul>	いつ、どのタイミングで知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難指示（緊急）等）</li> <li>津波発生前後（大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報、被害情報等）</li> <li>津波終息後（大津波警報・津波警報、津波注意報の解除、避難指示（緊急）等の解除等）</li> </ul>	どのような手段で	<ul style="list-style-type: none"> <li>同報無線、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・FAX、登録制メール、緊急速報メール、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等</li> <li>情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難における避難行動要支援者）</li> </ul>	(ア) 情報伝達にあたって留意するポイント <table border="1"> <tr> <td>何を知らせるか</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>大津波警報・津波警報、津波注意報の発表、津波襲来の危険、避難指示（<del>緊急</del>）等、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等</li> <li>伝達内容について、あらかじめ想定し雛型を作成</li> <li>大津波警報は、津波の予想高さが3mを超える場合に発表される</li> <li>満潮時間</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>誰に対して知らせるか</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波の危険がある地域の住民等か、それ以外の地域を含めた住民等か</li> <li>避難対象地域の住民等の誰を対象とするか (住民、滞在者（観光客、海水浴客、釣り客等）、通過者、漁業関係者、港湾関係者、船舶、海岸工事関係者等)</li> <li>避難促進施設（社会福祉施設、学校、医療施設、地下街等）の管理者等</li> <li>指定緊急避難場所等に避難している避難者</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>いつ、どのタイミングで知らせるか</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難指示（<del>緊急</del>）等）</li> <li>津波発生前後（大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報、被害情報等）</li> <li>津波終息後（大津波警報・津波警報・津波注意報の解除、避難指示（<del>緊急</del>）等の解除等）</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>どのような手段で</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>同報無線、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・FAX、登録制メール、緊急速報メール、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等</li> <li>情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難における<del>要支援者</del>）</li> </ul> </td> </tr> </table>	何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>大津波警報・津波警報、津波注意報の発表、津波襲来の危険、避難指示（<del>緊急</del>）等、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等</li> <li>伝達内容について、あらかじめ想定し雛型を作成</li> <li>大津波警報は、津波の予想高さが3mを超える場合に発表される</li> <li>満潮時間</li> </ul>	誰に対して知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波の危険がある地域の住民等か、それ以外の地域を含めた住民等か</li> <li>避難対象地域の住民等の誰を対象とするか (住民、滞在者（観光客、海水浴客、釣り客等）、通過者、漁業関係者、港湾関係者、船舶、海岸工事関係者等)</li> <li>避難促進施設（社会福祉施設、学校、医療施設、地下街等）の管理者等</li> <li>指定緊急避難場所等に避難している避難者</li> </ul>	いつ、どのタイミングで知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難指示（<del>緊急</del>）等）</li> <li>津波発生前後（大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報、被害情報等）</li> <li>津波終息後（大津波警報・津波警報・津波注意報の解除、避難指示（<del>緊急</del>）等の解除等）</li> </ul>	どのような手段で	<ul style="list-style-type: none"> <li>同報無線、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・FAX、登録制メール、緊急速報メール、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等</li> <li>情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難における<del>要支援者</del>）</li> </ul>	R3 避難情報に関するガイドラインの改訂を踏まえた修正  国の「市町村における津波避難計画策定指針」の改訂を踏まえた修正	
何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>大津波警報・津波警報、津波注意報の発表、津波襲来の危険、避難指示（緊急）等、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等</li> <li>伝達内容について、あらかじめ想定し雛型を作成</li> <li>大津波警報は、津波の予想高さが3mを超える場合に発表される</li> <li>満潮時間</li> </ul>																						
誰に対して知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波の危険がある地域の住民等か、それ以外の地域を含めた住民等か</li> <li>避難対象地域の住民等の誰を対象とするか (住民、滞在者（観光客、海水浴客、釣り客等）、通過者、漁業関係者、港湾関係者、船舶、海岸工事関係者等)</li> <li>避難促進施設（社会福祉施設、学校、医療施設、地下街等）の管理者等</li> <li>指定緊急避難場所等に避難している避難者</li> </ul>																						
いつ、どのタイミングで知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難指示（緊急）等）</li> <li>津波発生前後（大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報、被害情報等）</li> <li>津波終息後（大津波警報・津波警報、津波注意報の解除、避難指示（緊急）等の解除等）</li> </ul>																						
どのような手段で	<ul style="list-style-type: none"> <li>同報無線、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・FAX、登録制メール、緊急速報メール、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等</li> <li>情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難における避難行動要支援者）</li> </ul>																						
何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>大津波警報・津波警報、津波注意報の発表、津波襲来の危険、避難指示（<del>緊急</del>）等、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等</li> <li>伝達内容について、あらかじめ想定し雛型を作成</li> <li>大津波警報は、津波の予想高さが3mを超える場合に発表される</li> <li>満潮時間</li> </ul>																						
誰に対して知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波の危険がある地域の住民等か、それ以外の地域を含めた住民等か</li> <li>避難対象地域の住民等の誰を対象とするか (住民、滞在者（観光客、海水浴客、釣り客等）、通過者、漁業関係者、港湾関係者、船舶、海岸工事関係者等)</li> <li>避難促進施設（社会福祉施設、学校、医療施設、地下街等）の管理者等</li> <li>指定緊急避難場所等に避難している避難者</li> </ul>																						
いつ、どのタイミングで知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難指示（<del>緊急</del>）等）</li> <li>津波発生前後（大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報、被害情報等）</li> <li>津波終息後（大津波警報・津波警報・津波注意報の解除、避難指示（<del>緊急</del>）等の解除等）</li> </ul>																						
どのような手段で	<ul style="list-style-type: none"> <li>同報無線、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・FAX、登録制メール、緊急速報メール、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等</li> <li>情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難における<del>要支援者</del>）</li> </ul>																						
43	9 津波避難計画に掲載する内容	31	3	ウ 情報伝達手段の整備 消防庁「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」報告書（平成24年12月）より <u>（追加）</u>	ウ 情報伝達手段の整備 消防庁「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会」報告書（平成24年12月）より	情報の追加																	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
					<u>(他、「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」(令和7年3月 消防庁防災情報室)を参照)</u>		
44	9 津波避難計画に掲載する内容	31	17	<p>(イ) 情報伝達手段の具体的な整備内容</p> <p>a システムの耐災害性の強化 ～ (略)</p> <p><u>また、システムの統合を進めるに当たり、統合システム化により、広範囲への誤送信や、故障発生により情報伝達に支障が生じる等のリスクが高まるため、一度にすべての運用に支障が生じないようなシステムの整備、バック立等が重要となります。</u></p> <p>b 緊急速報メールの活用 ～ (略)</p> <p>このため、緊急速報メールを災害関連情報の伝達手段として積極的に活用することが重要です。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>c 同報系システムの効果的な組み合わせ 地域の実情を踏まえ、よりきめ細かで、確実な情報伝達を行うには、市町村防災行政無線（同報系）などの同報系システムを効果的に組み合わせることが重要です。ただし、市町村防災行政無線（同報系）以外の同報系システムについては、必ずしも防災専用のシステムでないものもあるため、耐災害性に特に留意する必要があります。</p> <p>d Jアラートによる自動起動 ～ (略)</p> <p>このため、複数システムへのインターフェースを有する統合システムの整備が重要です。</p>	<p>(イ) 情報伝達手段の具体的な整備内容</p> <p>a システムの耐災害性の強化 ～ (略)</p> <p><del>また、システムの統合を進めるに当たり、統合システム化により、広範囲への誤送信や、故障発生により情報伝達に支障が生じる等のリスクが高まるため、一度にすべての運用に支障が生じないようなシステムの整備、バック立等が重要となります。</del></p> <p>b 緊急速報メールの活用 ～ (略)</p> <p>このため、緊急速報メールを災害関連情報の伝達手段として積極的に活用することが重要です。</p> <p><u>また、緊急速報メールに関しては、字数制限があるため、あらかじめ定型文を作成する等、送信する文字情報の分量について配慮する必要があります。</u></p> <p>c 同報系システムの効果的な組み合わせ 地域の実情を踏まえ、よりきめ細かで、確実な情報伝達を行うには、市町村防災行政無線（同報系）などの同報系システムを効果的に組み合わせることが重要です。ただし、市町村防災行政無線（同報系）以外の同報系システムについては、必ずしも防災専用のシステムでないものもあるため、耐災害性に特に留意する必要があります。</p> <p>d Jアラートによる自動起動 ～ (略)</p>	表記の修正	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
				<p><u>また、緊急速報メールに関しては、字数制限があるため、あらかじめ定型文を作成する等、送信する文字情報の分量について配慮する必要があります。</u></p>	<p>このため、複数システムへのインターフェースを有する統合システムの整備が重要です。</p> <p><del>また、緊急速報メールに関しては、字数制限があるため、あらかじめ定型文を作成する等、送信する文字情報の分量について配慮する必要があります。</del></p> <p><u>また、システムの統合を進めるに当たり、統合システム化により、広範囲への誤送信や、故障発生により情報伝達に支障が生じる等のリスクが高まるため、一度にすべての運用に支障が生じないようなシステムの整備、バックアップ等が重要となります。</u></p>		
45	9 津波避難計画に掲載する内容	32	5	<p>e <u>公共情報コモンズ（現Lアラート（災害情報共有システム））</u>の活用</p> <p><u>公共情報コモンズ</u>は、各地方公共団体が活用することにより、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット（ポータルサイト）等、多様なメディアを通じて、住民がいつでも、どこにいても、情報を入手できる機会が増えるため、有効な情報伝達手段です。</p> <p>また、Jアラートにより配信されている情報を、<u>公共情報コモンズ</u>を通じた情報伝達において活用することも効果的であると考えられます。</p>	<p>e <u>Lアラート（災害情報共有システム）</u>の活用</p> <p><u>Lアラート</u>は、各地方公共団体が活用することにより、テレビ、ラジオ、携帯電話、インターネット（ポータルサイト）等、多様なメディアを通じて、住民がいつでも、どこにいても、情報を入手できる機会が増えるため、有効な情報伝達手段です。</p> <p>また、Jアラートにより配信されている情報を、<u>Lアラート</u>を通じた情報伝達において活用することも効果的であると考えられます。</p>	時点修正	
46	9 津波避難計画に掲載する内容	32	18	<p>(ウ) 情報伝達手段の整備に際し留意すべき事項</p> <p>a 各情報伝達手段の特徴を踏まえた総合的なシステムの整備</p> <p>(a) 以下の「多様な情報伝達手段の特徴」に示すように、情報の受け手、<u>災害の種別（地震、津波、風水害等）</u>、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なってきます。</p> <p>各市町村における情報の受け手の属性・状況等（<u>避難行動要支援者</u>の状況等を含む）</p>	<p>(ウ) 情報伝達手段の整備に際し留意すべき事項</p> <p>a 各情報伝達手段の特徴を踏まえた総合的なシステムの整備</p> <p>(a) 以下の「多様な情報伝達手段の特徴」に示すように、情報の受け手、<del>災害の種別（地震、津波、風水害等）</del>、気象条件等によって、効果的な伝達手段が異なってきます。</p> <p>各市町村における情報の受け手の属性・状況等（<u>要配慮者</u>の状況等を含む。）及び</p>	表記の修正	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
				む。)及び各情報伝達手段の伝達範囲(面的なものも含む。)等の特性を考慮し整備する必要があります。	各情報伝達手段の伝達範囲(面的なものも含む。)等の特性を考慮し整備する必要があります。		
47	9 津波避難計画に掲載する内容	33	1	(b)例えば、聴覚障害者には文字情報(追加)で情報伝達を行うといった方法で、受け手の属性を踏まえながら情報伝達手段を整備することが必要です。	(b)例えば、聴覚障害者には文字情報や津波フラッグなど、視覚的な伝達方法を活用したり、視覚障害者には音声放送や触知可能な案内標識、外国人には外国語もしくはやさしい日本語で情報伝達を行うといった方法で、受けての属性を踏まえながら情報伝達手段を整備することが必要です。	情報の追加	
48	9 津波避難計画に掲載する内容	33	▲9	(d)緊急警報放送については、夜間に津波が発生した場合等において、特に有効な情報伝達手段の一つと考えられ、また、防災基本計画においても、「国は放送事業者と連携して、緊急放送時にテレビ、ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。」と位置づけられているところであります。	(d)緊急警報放送については、夜間に津波が発生した場合等において、特に有効な情報伝達手段の一つと考えられ、また、防災基本計画においても、「国は、放送事業者と協力して、緊急放送時にテレビ、ラジオが自動的に作動するシステムの普及を図るものとする。」と位置づけられているところであります。	表記の修正	
49	9 津波避難計画に掲載する内容	34	2	(f)市町村防災行政無線(同報系)以外の情報伝達手段については、必ずしも防災専用のシステムでないものもあるため、耐災害性に特に留意する必要があること。 (g)いずれの情報伝達手段も万全なものではなく、長所及び短所を有していることを踏まえ、情報伝達に関する実際的な運用面にも十分配慮すること。	(f)市町村防災行政無線(同報系)以外の情報伝達手段については、必ずしも防災専用のシステムでないものもあるため、耐災害性に特に留意する必要があります。 (g)いずれの情報伝達手段も万全なものではなく、長所及び短所を有していることを踏まえ、情報伝達に関する実際的な運用面にも十分配慮する必要があります。	表記の修正	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考										
50	9 津波避難計画に掲載する内容	35	7	<p>(8) 避難指示 <u>(緊急)</u> 等の発令</p> <p>○ 避難指示 <u>(緊急)</u> 等の発令基準、発令時期、発令手順、伝達系統、伝達方法を定めます。</p>	<p>(8) 避難指示 <del>(緊急)</del> 等の発令</p> <p>○ 避難指示 <del>(緊急)</del> 等の発令基準、発令時期、発令手順、伝達系統、伝達方法を定めます。</p>	R3 避難情報に関するガイドラインの改訂を踏まえた修正											
51	9 津波避難計画に掲載する内容	35	10	<p>ア 発令基準 市町村長は、必要と認める <u>地域の居住者、滞在者その他の者に対して避難指示 (緊急) 及び避難勧告を発令する権限を有しています (災対法第 60 条)。</u> 市町村長が <u>避難指示 (緊急)</u>、避難勧告を発令できるのは、災害が現に発生している場合のほか、避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき等が考えられます。</p> <p><u>(追加)</u> <u>【参考】内閣府 (防災担当) 「避難勧告等に関するガイドライン② (発令基準・防災体制編) 」 (平成 29 年 1 月)</u> ～</p>	<p>ア 発令基準 <u>及び対象区域</u> 市町村長は、必要と認める <u>地域の必要と認める居住者等に対して、避難指示を発令する権限を有しています (災害対策基本法第 60 条)。</u> 市町村長が <u>避難指示</u> を発令できるのは、災害が現に発生している場合のほか、避難の必要が予想される各種気象警報が発せられたとき等が考えられます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>発令基準 (例)</th> <th>対象区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 大津波警報の発表時</td> <td>最大クラスの津波により浸水が想定される地域</td> </tr> <tr> <td>2 津波警報の発表時</td> <td>海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ 3m の津波によって浸水が想定される地域</td> </tr> <tr> <td>3 津波注意報発表時</td> <td>漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域</td> </tr> <tr> <td>4 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも 1 分程度以上の長い揺れを感じた場合</td> <td>津波警報等を適時に受けとることができない 1～3 に該当する地域</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、津波の浸水範囲は浸水想定精度に <u>限界があり、局所的に高くなる場合も想定されることから、避難指示の対象区域は広めに設定する必要があります。</u></p>	発令基準 (例)	対象区域	1 大津波警報の発表時	最大クラスの津波により浸水が想定される地域	2 津波警報の発表時	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ 3m の津波によって浸水が想定される地域	3 津波注意報発表時	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域	4 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも 1 分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けとることができない 1～3 に該当する地域	R3 避難情報に関するガイドラインの改訂を踏まえた修正	
発令基準 (例)	対象区域																
1 大津波警報の発表時	最大クラスの津波により浸水が想定される地域																
2 津波警報の発表時	海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低いため、高さ 3m の津波によって浸水が想定される地域																
3 津波注意報発表時	漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域																
4 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも 1 分程度以上の長い揺れを感じた場合	津波警報等を適時に受けとることができない 1～3 に該当する地域																

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
					<p><u>また、我が国から遠く離れた場所で発生した地震や火山噴火等に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があります。市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて高齢者等避難の発令を検討してください。</u></p> <p><u>【参考】内閣府（防災担当）「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）</u></p> <p><del>【参考】内閣府（防災担当）「避難勧告等に関するガイドライン②（発令基準・防災体制編）」（平成29年1月）</del></p> <p>～ 以下、引用部分削除</p>		
52	9 津波避難計画に掲載する内容	38	4	<p>イ 発令時期及び発令手順</p> <p><u>（追加）大津波警報・津波警報、津波注意報</u>が発表された場合は、その<u>警報等</u>を認知又は受信した直後に自動的にあるいは即座に<u>大津波警報・津波警報、津波注意報</u>が発表された旨を居住者等に知らせ、避難指示（<u>緊急</u>）等を発令する必要があります。</p> <p><u>（追加）</u> 近地津波の場合、避難指示（<u>緊急</u>）等の発令の遅れは、人的被害の拡大に直結<u>します</u>。 各市町村においては、特に、勤務時間外に大津波警報・津波警報、津波注意報が発表された場合について、避難指示（<u>緊急</u>）等の発令の手続きや時期を再検討し、大津波警報・津</p>	<p>イ 発令時期及び発令手順</p> <p><u>地震の発生から、3分程度を目途に津波警報等が発表されます。津波警報等が発表された場合は、その発表を認知又は受信した直後に、自動的にあるいは即座に津波警報等が発表された旨を居住者等に知らせ、避難指示（<u>緊急</u>）等を発令する必要があります。</u></p> <p><u>津波の高さは5つに区分され、各区分の高い方の数値が発表されます。マグニチュード8を超えるような巨大地震の場合、精確な地震の規模をすぐには把握できないため、その海域における最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報が発表されますが、このとき予想される津波の高さは「巨大」、「高い」という定性的な表現で発表されます。その後、</u></p>	<p>R3避難情報に関するガイドラインの改訂を踏まえた修正</p> <p>情報の追加</p> <p>国の「市町村における津波避難計画策定指針」の改定を踏まえた修正</p>	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考																						
				<p>波警報、津波注意報の発表後速やかに避難指示（緊急）等を発令できるような体制整備を図る必要があります。</p> <p>津波予報の切り替え（例えば、大津波警報から津波警報への切り替え、津波警報から津波注意報への切り替え）に基づき、避難指示（緊急）等の発令対象となっている範囲（地域）を縮小する場合は～（略）  <u>（追加）</u></p>	<p><u>精確な地震の規模が確定した段階で、予想される津波の高さが数値で示されます。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">予想される津波の高さの区分</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> </tr> <tr> <th>数値</th> <th>定性的表現</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td>10m ～</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> </tr> <tr> <td>5 m ～ 10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3 m ～ 5 m</td> <td>5 m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>1 m ～ 3 m</td> <td>3 m</td> <td>高い</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>20cm ～ 1 m</td> <td>1 m</td> <td>（表記しない）</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>大津波警報・津波警報・津波注意報と津波の高さの区分</u></p> <p>近地津波の場合、避難指示（緊急）等の発令の遅れは、人的被害の拡大に直結することから、<u>あらかじめ大津波警報・津波警報・津波注意報による津波高に応じて、避難指示発令対象区域を適切に設定している自治体もあります。</u></p> <p>各市町村においては、特に、勤務時間外に大津波警報・津波警報・津波注意報が発表された場合について、避難指示（緊急）等の発令の手続きや時期を再検討し、大津波警報・津波警報・津波注意報の発表後速やかに避難指示（緊急）等を発令できるような体制整備を図る必要があります。</p> <p>津波予報の切り替え（例えば、大津波警報から津波警報への切り替え、津波警報から津波注意報への切り替え）に基づき、避難指示（緊急）等の発令対象となっている範囲（地域）を縮小する場合は～（略）</p> <p><u>なお、津波警報等が解除され、災害が発生する恐れがなくなったにもかかわらず、避難指示の発令を継続した場合、公共交通機関の運行再開等に支障を来すおそれがあります。このため、被害が確認されない場合等におい</u></p>		予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ		数値	定性的表現	大津波警報	10m ～	10m超	巨大	5 m ～ 10m	10m	3 m ～ 5 m	5 m	津波警報	1 m ～ 3 m	3 m	高い	津波注意報	20cm ～ 1 m	1 m	（表記しない）		
	予想される津波の高さの区分	発表される津波の高さ																											
		数値	定性的表現																										
大津波警報	10m ～	10m超	巨大																										
	5 m ～ 10m	10m																											
	3 m ～ 5 m	5 m																											
津波警報	1 m ～ 3 m	3 m	高い																										
津波注意報	20cm ～ 1 m	1 m	（表記しない）																										

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
					<u>ては、速やかに避難指示を解除することに留意してください。</u>		
53	9 津波避難計画に掲載する内容	38	▲15	<p>ウ 伝達系統、伝達方法</p> <p>サイレン音や半鐘音により、<u>大津波警報・津波警報、津波注意報</u>を正確に伝達するには、それぞれの音の相違を周知し、避難者が正確に聞き分ける必要がありますが、地震発生の緊急時において、避難者が冷静に聞き分けることには困難が予想されます。</p> <p>従って、サイレンや半鐘の利用にあたっては、サイレン音や半鐘音により注意を喚起した上で、同報無線や広報車等により<u>大津波警報・津波警報、津波注意報</u>の発表、避難指示<u>(緊急)等</u>の発令を伝達するといった併用等を考える必要があります。</p> <p>また、<u>大津波警報・津波警報</u>発表時の避難指示<u>(緊急)等</u>の発令内容としては、「<u>大津波警報・津波警報</u>の発表による津波の危険」、「速やかな避難」、「避難指示<u>(緊急)等</u>の地域」等の内容を盛り込み、あらかじめ広報文案を作成しておく必要があります。</p>	<p>ウ 伝達系統、伝達方法</p> <p>サイレン音や半鐘音により、津波警報等を正確に伝達するには、それぞれの音の相違を周知し、避難者が正確に聞き分ける必要がありますが、地震発生の緊急時において、避難者が冷静に聞き分けることには困難が予想されます。</p> <p>従って、サイレンや半鐘の利用にあたっては、サイレン音や半鐘音により注意を喚起した上で同報無線や広報車等により・津波警報等の発表、避難指示<u>(緊急)等</u>の発令を伝達するといった併用等を考える必要があります。また、津波警報等発表時の避難指示<u>(緊急)等</u>の発令内容としては、「津波警報等の発表による津波の危険」、「速やかな避難」、「避難指示<u>(緊急)等</u>の地域」等の内容を盛り込み、あらかじめ広報文案を作成しておく必要があります。</p>	<p>R3 避難情報に関するガイドラインの改訂を踏まえた修正</p> <p>国の「市町村における津波避難計画策定指針」の改定を踏まえた修正</p>	
54	9 津波避難計画に掲載する内容	39	1	<p>(9) <u>避難行動要支援者</u>、観光客等の避難対策</p> <p>○ <u>避難行動要支援者</u>、観光客等の避難対策を定めます。</p> <p>ア <u>避難行動要支援者</u>の避難対策</p> <p>津波避難において<u>避難行動要支援者</u>となりうる者の避難対策を定めるにあたっては、情報伝達、避難行動の援助及び施設管理者等の避難対策に留意するとともに、あ</p>	<p>(9) <u>要配慮者</u>、観光客等の避難対策</p> <p>○ <u>要配慮者</u>、観光客等の避難対策を定めます。</p> <p>ア <u>要配慮者</u>の避難対策</p> <p>津波避難において<u>要配慮者</u>となりうる者の避難対策を定めるにあたっては、<u>災害関連情報の取得能力、避難の必要性や避難方法等についての判断能力、避難行動に必要な身体能力の有無を勘案して、避難行動の</u></p>	<p>R3 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定を踏まえた修正</p>	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考												
				<p>らかじめ市町村と地域のコミュニティが一体となって避難支援体制及び<u>具体的な避難支援計画を確立</u>することが重要であり、<u>国が示す「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」</u>等を参考に取り組を進める必要があります。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>支援を行う必要があるか等をあらかじめ把握しておく必要があります。</u></p> <p><u>また、避難行動要支援者の避難対策を定めるにあたっては、同居親族等の有無や社会福祉施設等への入所の有無等も勘案して、情報伝達、避難行動の援助及び施設管理者等の避難対策に留意するとともに、個別避難計画を作成したうえで、あらかじめ市町村と地域のコミュニティが一体となって避難支援体制を確立することが重要です。</u></p> <p><u>津波災害においては迅速な避難が必要なため、津波浸水想定区域内やその近辺に居住している避難行動要支援者については、優先的に個別避難計画の作成に取り組む必要があります。</u></p> <p><u>【参考】内閣府（防災担当）「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）</u></p>														
55	9 津波避難計画に掲載する内容	39	10	<p><u>(ア) 留意点</u></p> <p><u>津波避難において避難行動要支援者となりうる要因としては、大きく分けて次のことが考えられますが、各々の要因を考慮して、次の点に留意しながら避難対策を検討することが重要です。</u></p> <p>(津波避難において避難行動要支援者となりうる者の例)</p> <table border="1"> <tr> <td>避難行動要支援者となりうる要因</td> <td>避難行動要支援者の例</td> </tr> <tr> <td>情報伝達面</td> <td>視覚障害者、外国人、子ども等</td> </tr> <tr> <td>行動面</td> <td>視覚障害者、聴覚障害者、心身障害者、高齢者、病人、乳幼児、妊婦等</td> </tr> </table>	避難行動要支援者となりうる要因	避難行動要支援者の例	情報伝達面	視覚障害者、外国人、子ども等	行動面	視覚障害者、聴覚障害者、心身障害者、高齢者、病人、乳幼児、妊婦等	<p>(津波避難において要配慮者となりうる者の例)</p> <table border="1"> <tr> <td>要配慮者となりうる要因</td> <td>要配慮者の例</td> </tr> <tr> <td>情報伝達面</td> <td>視覚障害者、聴覚障害者、外国人、子ども等</td> </tr> <tr> <td>行動面</td> <td>視覚障害者、聴覚障害者、心身障害者、高齢者、病人、乳幼児、妊婦等</td> </tr> </table> <p><u>(ア) 留意点</u></p> <p><u>津波避難において要配慮者となりうる者への避難対策を行うにあたっては、各々の特性を考慮して、次の点に留意しながら検討することが重要です。</u></p>	要配慮者となりうる要因	要配慮者の例	情報伝達面	視覚障害者、聴覚障害者、外国人、子ども等	行動面	視覚障害者、聴覚障害者、心身障害者、高齢者、病人、乳幼児、妊婦等	構成の変更	
避難行動要支援者となりうる要因	避難行動要支援者の例																		
情報伝達面	視覚障害者、外国人、子ども等																		
行動面	視覚障害者、聴覚障害者、心身障害者、高齢者、病人、乳幼児、妊婦等																		
要配慮者となりうる要因	要配慮者の例																		
情報伝達面	視覚障害者、聴覚障害者、外国人、子ども等																		
行動面	視覚障害者、聴覚障害者、心身障害者、高齢者、病人、乳幼児、妊婦等																		

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
56	9 津波避難計画に掲載する内容	39	17	a 情報伝達 同報無線や広報車による伝達の場合、あらかじめ平易な言葉で、分かりやすい広報文案を定めておくことが大切です。また、大津波警報・津波警報、津波注意報発表の際のサイレン音、半鐘 <u>(追加)</u> 等についても啓発が必要です。 <u>一方、聴覚障害者や外国人に対しては、近隣者の支援が有効であり、今後、市町村としては、</u> 自主防災組織等を通じた情報伝達の必要性を重視し、地域コミュニティ、福祉関係団体、地元のボランティア等に対する情報伝達手段の確保を図る必要があります。	a 情報伝達 同報無線や広報車による伝達の場合、あらかじめ平易な言葉で、分かりやすい広報文案を定めておくことが大切です。また、大津波警報・津波警報、津波注意報発表の際のサイレン音、半鐘、 <u>津波フラッグ</u> 等についても啓発が必要です。 <u>また、視覚障害者や聴覚障害者、外国人に対しては、各々の特性に応じて多様な手段を活用し情報伝達を行いつつ、</u> 自主防災組織等を通じた情報伝達の必要性を重視し、地域コミュニティ、福祉関係団体、地元のボランティア等に対する情報伝達手段の確保を図る必要があります。	R3 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定を踏まえた修正	
57	9 津波避難計画に掲載する内容	39	▲13	b 避難行動の援助(略) <u>避難行動要支援者</u> に対する個々の具体的な <u>避難行動の援助</u> 等については、地域ごとの津波避難計画において、 <u>地域の实情に応じて</u> 各々の地域や家族単位で、あらかじめ定めておく必要があります。	b 避難行動の援助(略) <u>要配慮者</u> に対する個々の具体的な <u>避難支援</u> 等については、地域ごとの津波避難計画において、 <u>地域の实情に応じて</u> 各々の地域や家族単位で、あらかじめ定めておく必要があります。 <u>また、避難行動要支援者の個別避難計画作成にあたっては、地域ごとの津波避難計画に対応するような避難場所、避難経路、避難手段(自動車含む)等を記載することが望まれます。</u>	R3 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定を踏まえた修正  県検討会を踏まえた修正(①地震・津波等避難対策)  表記の修正	
58	9 津波避難計画に掲載する内容	40	1	c 施設管理者等の避難対策 社会福祉施設、学校、医療施設、地下街等のうち、円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについては、津波に関する情報、予報又は警報の発表及び伝達に関する事項をあらかじめ定めておく必要があります。また、これらの施設の所有者又は管理者は、同施設の防災体制や利用者の避難誘導、避難訓練、防災教育等を定めた避難	c <u>避難確保計画の策定促進</u> <u>法第54条1項第4号に基づき市町村地域防災計画に定められた津波災害警戒区域内の避難促進施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、市町村長に報告するとともに、公表することが義務付けられています。(法第71条第1項) また、避難促進施設において避難確保計画に基づく避</u>	情報の追加 表現の修正	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
				確保計画を策定する必要があり、市町村は助言等を通じて必要な支援を行うことが重要です。	<u>難訓練を実施し、その旨を市町村長に報告する必要があります(法第71条第2項)。</u> <u>このため、市町村は、避難促進施設の管理者等に対し、施設における訓練や防災教育等に関する助言等を通じた必要な支援を行うことが重要です。</u>		
59	9 津波避難計画に掲載する内容	40	15	イ 観光客等の避難対策 (ア) 情報伝達 ～(略) また、屋外にいる者に対しては、同報無線の屋外拡声器、サイレン、 <u>旗</u> 、電光掲示板等により伝達するとともに、	イ 観光客等の避難対策 (ア) 情報伝達 ～(略) また、屋外にいる者に対しては、同報無線の屋外拡声器、サイレン、 <u>津波フラッグ</u> 、電光掲示板等により伝達するとともに、	表現の修正	
60	9 津波避難計画に掲載する内容	40	22	(イ) 施設管理者等の避難対策 海岸沿いの観光施設、宿泊施設にあつては、原則として観光客等を指定緊急避難場所へ避難させる必要があります。しかし、避難が間に合わないような場合は、耐震性のあるRC構造等であれば、基準水位(せり上がり浸水深) <u>(案)</u> 以上の高さの <u>室内</u> や屋上等に避難誘導した方が安全な場合もあります。また、逃げ遅れた避難者が施設内に避難してくることも考えられます。	(イ) 施設管理者等の避難対策 海岸沿いの観光施設、宿泊施設にあつては、原則として観光客等を指定緊急避難場所へ避難させる必要があります。しかし、避難が間に合わないような場合は、耐震性のあるRC構造等であれば、基準水位(せり上がり浸水深) <u>(案)</u> 以上の高さの <u>階層</u> や屋上等に避難誘導した方が安全な場合もあります。また、逃げ遅れた避難者が施設内に避難してくることも考えられます。	表記の修正	
61	9 津波避難計画に掲載する内容	40	▲12	(ウ) 自らの命を守るための準備 <u>津波注意報の場合、津波の高いところで1 m程度が予想されますが、</u> 海水浴客や釣り客等は海岸からの避難が必要です。	(ウ) 自らの命を守るための準備 <u>津波注意報が発表された場合、高いところで1 m程度の津波が予想されるため、</u> 海水浴客や釣り客等は海岸からの避難が必要です。	表現の修正	
62	9 津波避難計画に掲載する内容	40	▲6	(エ) 指定緊急避難場所の確保、看板・誘導標識の設置 観光客等(観光客、外国人、海岸・港湾工事現場での就労者など)の地理不案内で津波の認識が低い外来者に対しては、海拔・津波浸水想定区域( <u>追加</u> )・具体的な津波襲来時間や高さの表示、避難方向(誘導)や指定緊急	(エ) 指定緊急避難場所の確保、看板・誘導標識の設置 観光客等(観光客、外国人、海岸・港湾工事現場での就労者など)の地理不案内で津波の認識が低い外来者に対しては、海拔・津波浸水想定区域( <u>津波災害警戒区域</u> )・具体的な津波襲来時間や高さの表示、避難方向	情報の追加 表現の修正	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
				<p>急避難場所等を示した案内看板等の設置が必要です。</p> <p>なお、<u>指定緊急避難場所等については、可能な範囲でJIS・ISO化された津波に関する統一標識の図記号を用いることとします。</u></p> <p>また、<u>逃げ遅れた避難者が避難する高台の設置、近隣の宿泊施設等の津波避難ビル指定・設定及びその表示等も必要です。</u></p>	<p>(誘導) や指定緊急避難場所等を示した案内看板等の設置が必要です。</p> <p>なお、<u>逃げ遅れた避難者が避難する高台の設置、近隣の宿泊施設等の津波避難ビル設定及びその表示等も必要です。</u></p> <p>また、<u>指定緊急避難場所等については、可能な範囲でJIS・ISO化された津波に関する統一標識の図記号を用いることとします。</u></p>		
63	9 津波避難計画に掲載する内容	41	8	<p>(10) 平常時の津波防災教育・啓発</p> <p>○ 住民等の防災意識向上を図るための教育・啓発活動について定めます。</p> <p><u>津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、次の手段、内容、啓発の場を組み合わせながら、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施します。</u></p> <p>津波防災教育・啓発において最も大切なことは、住民等に対して自らの命は自らが守るという観点に立って、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には津波の発生を想起し、大津波警報等の情報を待たずに自らできうる限り迅速に高い場所への避難を開始することとし、率先して避難行動を取ることを徹底させることです。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>また、地震による揺れを感じにくい場合には、大津波警報等による避難行動の喚起が重要であり、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難することも併せて徹底するとともに、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要</u></p>	<p>(10) 平常時の津波防災教育・啓発</p> <p>○ 住民等の防災意識向上を図るための教育・啓発活動について定めます。</p> <p><del>津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、次の手段、内容、啓発の場を組み合わせながら、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施します。</del></p> <p>津波防災教育・啓発において最も大切なことは、住民等に対して自らの命は自らが守るという観点に立って、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には津波の発生を想起し、大津波警報等の情報を待たずに自らできうる限り迅速に高い場所への避難を開始することとし、率先して避難行動を取ることを徹底させることです。</p> <p><u>その前提として、日本海側の津波が短時間で到達するなどの津波の特徴や、津波浸水想定等のハザード情報、避難場所・避難経路・避難手段など、避難行動を行うために自らが事前に想定しておくべきことについて、住民への周知・啓発を図ることが重要です。</u></p>	<p>県検討会を踏まえた修正 (①地震・津波等避難対策)</p> <p>構成の修正</p> <p>国の「市町村における津波避難計画策定指針」の改定を踏まえた修正</p>	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考										
				<p><u>があることも周知する必要があります。</u>  <u>さらに、海水浴等により海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることを周知する必要があります。</u>  また、地震発生直後は、積極的に津波情報を聞くようにすることについて日頃から周知する必要があります。</p> <p><u>津波災害時においては、住民が率先避難することが基本であり、消防団員等の避難誘導等に従事する者の安全確保も非常に重要なことであるため、避難のリーダーとして住民と一緒に率先避難することが望まれます。そのことについては事前に住民と話し合っ理解を求めておく必要があります。</u></p> <p><u>なお、市町村等は、海岸保全施設等の整備状況、最大クラスの津波に対する指定緊急避難場所等の安全性などについて、住民等に周知する必要があります。</u></p> <p><u>津波避難において、住民等が是非とも認識しておく必要がある「津波に対する心得」は次のとおりです。</u></p>	<p><u>特に、津波災害時の避難行動について住民自ら考えることが重要であり、市町村は、住民が津波避難行動について考える後押しを行っていく必要があります。</u>  具体的には、津波ハザードマップの作成・周知等に留まらず、自主防災組織等による地区ごとの津波避難計画の作成や津波避難訓練の支援を行うことなどが考えられます。</p> <p><u>また、家庭内で家族の安否確認方法を共有するとともに、地震発生後、速やかに避難できるように建物の耐震化、家具の耐震固定などの地震対策について啓発することが重要です。</u></p> <p><u>また、地震による揺れを感じにくい場合には、大津波警報等による避難行動の喚起が重要であり、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難することも併せて徹底するとともに、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があることも周知する必要があります。</u>  <u>さらに、海水浴等により海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があることを周知する必要があります。</u></p> <p><u>また、地震発生直後は、積極的に津波情報を聞くようにすることについて日頃から周知する必要があります。</u></p> <p><u>津波災害時においては、住民が率先避難することが基本であり、消防団員等の避難誘導等に従事する者の安全確保も非常に重要なことであるため、避難のリーダーとして住民と一緒に率先避難することが望まれます。そのことについて</u></p>												
				<p>《津波に対する心得》</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜や河川から離れ、急いでできるだけ高い所に避難する。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜や河川から離れ、急いでできるだけ高い所に避難する。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>津波注意報でも海の近くから離れる。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報や津波注意報が解除されるまでは気をゆるめない。</td> </tr> </table>	1	強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜や河川から離れ、急いでできるだけ高い所に避難する。	2	地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜や河川から離れ、急いでできるだけ高い所に避難する。	3	正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。	4	津波注意報でも海の近くから離れる。	5	津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報や津波注意報が解除されるまでは気をゆるめない。			
1	強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜や河川から離れ、急いでできるだけ高い所に避難する。																
2	地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜や河川から離れ、急いでできるだけ高い所に避難する。																
3	正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。																
4	津波注意報でも海の近くから離れる。																
5	津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報や津波注意報が解除されるまでは気をゆるめない。																

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考										
					<p><del>ては事前に住民と話し合っ</del>て理解を求めておく必要があります。</p> <p>なお、市町村等は、<del>海岸保全施設等の整備状況、最大クラスの津波に対する指定緊急避難場所等の安全性などについて、住民等に周知する必要がある</del>。</p> <p>津波避難において、<u>住民等が認識しておくべき</u>「津波に対する心得」は次のとおりです。</p> <p>(津波に対する心得)</p> <table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸や河川から離れ、急いでできるだけ高い所に避難する。</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>地震を感じなくても、大津波警報・津波警報・<u>津波注意報</u>が発表されたときは、直ちに海岸や河川から離れ、急いでできるだけ高い所に避難する。</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>正しい情報をラジオ、テレビ、広報車、<u>防災アプリ</u>等を通じて入手する。</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>津波注意報でも海の近くから離れる。</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報・<u>津波注意報</u>が解除されるまでは気をゆるめない。</td> </tr> </table>	1	強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸や河川から離れ、急いでできるだけ高い所に避難する。	2	地震を感じなくても、大津波警報・津波警報・ <u>津波注意報</u> が発表されたときは、直ちに海岸や河川から離れ、急いでできるだけ高い所に避難する。	3	正しい情報をラジオ、テレビ、広報車、 <u>防災アプリ</u> 等を通じて入手する。	4	津波注意報でも海の近くから離れる。	5	津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報・ <u>津波注意報</u> が解除されるまでは気をゆるめない。		
1	強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸や河川から離れ、急いでできるだけ高い所に避難する。																
2	地震を感じなくても、大津波警報・津波警報・ <u>津波注意報</u> が発表されたときは、直ちに海岸や河川から離れ、急いでできるだけ高い所に避難する。																
3	正しい情報をラジオ、テレビ、広報車、 <u>防災アプリ</u> 等を通じて入手する。																
4	津波注意報でも海の近くから離れる。																
5	津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報・ <u>津波注意報</u> が解除されるまでは気をゆるめない。																
64	9 津波避難計画に掲載する内容	42	10	<p><u>また、家庭内で家族の安否確認方法を共有するとともに、地震発生後、速やかに避難できるように建物の耐震化、家具の耐震固定などの地震対策について啓発することが重要です。この津波に対する心得を絶えず住民等の心に止めておくためには、様々な機会に、多様な手段により、津波防災に関する教育、啓発を実施することが大切です。このため、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、各地域の実情（津波災害歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会環境の変化等）に応じて、教育、啓発を実施します。</u></p> <p>ア 津波防災教育・啓発の手段、方法</p>	<p><u>津波防災に関する教育・啓発の実施にあたっては、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、それぞれの地域の津波災害歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの活動状況、社会環境の変化等に応じて、地域や学校等の様々な場面を活用し、教育・啓発を実施します。</u></p> <p>ア 津波防災教育・啓発の手段、方法 （ア）マスメディアの活用・・・テレビ、ラジオ、新聞等 （イ）印刷物、DVD・・・パンフレット、広報誌、DVD等</p>												

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
				(ア) マスメディアの活用・・・テレビ、ラジオ、新聞等 (イ) 印刷物、DVD・・・パンフレット、広報誌、DVD等 (ウ) インターネット・・・ホームページ、SNS、 <u>ツイッター</u> (エ) 津波啓発施設・・・津波防災センター、津波資料館等 (オ) <u>(追加)</u> モニュメント等・・・津波記念碑、海拔・予想される津波の襲来時間や高さ・津波浸水想定区域の表示等 (カ) 学習、体験・・・ワークショップの開催、防災タウンウォッチング、防災マップづくり、防災教育プログラム等	(ウ) インターネット・・・ホームページ、SNS <u>等</u> 、 <del>ツイッター</del> (エ) 津波啓発施設・・・津波防災センター、津波資料館等 (オ) <u>案内板</u> 、モニュメント等・・・津波記念碑、海拔・予想される津波の襲来時間や高さ・津波浸水想定区域の表示等 (カ) 学習、体験・・・ワークショップの開催、防災タウンウォッチング、防災マップづくり、防災教育プログラム等		

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
65	9 津波避難計画に掲載する内容	42	▲13	<p>【参考】ホームページ・DVD</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■防災情報（内閣府） <a href="http://www.bousai.go.jp/index.html">http://www.bousai.go.jp/index.html</a></li> <li>■津波防災のために（国土交通省） <a href="http://www.mlit.go.jp/river/kaigan/main/kaigandukuri/tsunamibousai/index.html">http://www.mlit.go.jp/river/kaigan/main/kaigandukuri/tsunamibousai/index.html</a></li> <li>■ハザードマップポータルサイト（国土交通省） <a href="http://disaportal.gsi.go.jp/">http://disaportal.gsi.go.jp/</a></li> <li>■津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言について（気象庁） <a href="http://www.jma.go.jp/jma/press/1202/07a/tsunami_keihou_teigen.html">http://www.jma.go.jp/jma/press/1202/07a/tsunami_keihou_teigen.html</a></li> <li>■津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」（気象庁） <a href="http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd/index.html">http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd/index.html</a></li> <li>■津波防災啓発ビデオ「津波に備える」（気象庁） <a href="http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd_sonaeru/index.html">http://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd_sonaeru/index.html</a></li> <li>■地震調査研究推進本部（文部科学省） <a href="http://www.jishin.go.jp/main/index.html">http://www.jishin.go.jp/main/index.html</a></li> <li>■津波災害への備え（消防庁） <a href="http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/tsunamisagai/index.html">http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/tsunamisagai/index.html</a></li> <li>■津波から生き延びるために－知る・行動する－（消防庁） <a href="http://www.fdma.go.jp/html/life/sinsai_taisaku/sinsai22_pv.html">http://www.fdma.go.jp/html/life/sinsai_taisaku/sinsai22_pv.html</a></li> <li>■津波避難に係る啓発DVD 「あなたの街からはじめよう！～地域で取り組む津波避難対策～」（消防庁） <a href="http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/tsunami_hinan_movie/">http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/tsunami_hinan_movie/</a></li> <li>■避難勧告等に関するガイドライン（内閣府） <a href="http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h28_hinankankoku_guideline/index.html">http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/h28_hinankankoku_guideline/index.html</a></li> </ul>	<p>【参考】<a href="#">関連ホームページ (URL)</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■防災情報（内閣府） <a href="https://www.bousai.go.jp/index.html">https://www.bousai.go.jp/index.html</a></li> <li>■津波防災のために（国土交通省） <a href="https://www.mlit.go.jp/river/kaigan/main/kaigandukuri/tsunamibousai/index.html">https://www.mlit.go.jp/river/kaigan/main/kaigandukuri/tsunamibousai/index.html</a></li> <li>■ハザードマップポータルサイト（国土交通省） <a href="https://disaportal.gsi.go.jp/">https://disaportal.gsi.go.jp/</a></li> <li>■津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言について（気象庁） <a href="https://www.jma.go.jp/jma/press/1202/07a/tsunami_keihou_teigen.html">https://www.jma.go.jp/jma/press/1202/07a/tsunami_keihou_teigen.html</a></li> <li>■津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」（気象庁） <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd/index.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd/index.html</a></li> <li>■津波防災啓発ビデオ「津波に備える」（気象庁） <a href="https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd_sonaeru/index.html">https://www.jma.go.jp/jma/kishou/books/tsunami_dvd_sonaeru/index.html</a></li> <li>■地震調査研究推進本部（文部科学省） <a href="https://www.jishin.go.jp/">https://www.jishin.go.jp/</a></li> <li>■津波災害への備え（消防庁） <a href="https://www.fdma.go.jp/publication/movie/post-1.html">https://www.fdma.go.jp/publication/movie/post-1.html</a></li> <li>■津波から生き延びるために－知る・行動する－（消防庁） <a href="https://www.fdma.go.jp/publication/database/database005.html">https://www.fdma.go.jp/publication/database/database005.html</a></li> <li>■津波避難に係る啓発映像 「あなたの街からはじめよう！～地域で取り組む津波避難対策～」（消防庁） <a href="https://www.fdma.go.jp/publication/movie/post-2.html">https://www.fdma.go.jp/publication/movie/post-2.html</a></li> <li>■避難情報に関するガイドライン（内閣府） <a href="https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjohou/r3_hinanjohou_guideline/">https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjohou/r3_hinanjohou_guideline/</a></li> </ul>	時点修正	
66	9 津波避難計画に掲載する内容	43	12	<p>イ 津波防災教育・啓発の内容            (イ) 津波の発生メカニズム・・津波発生メカニズム、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識            (エ) 津波避難計画の内容・・大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の伝達、避難指示（緊急）等、指定緊急避難場所、避難路等</p>	<p>イ 津波防災教育・啓発の内容            (イ) 津波の発生メカニズム・・津波の発生や伝播の仕組み、速さ、高さ、継続時間等の基礎知識            (エ) 津波避難計画の内容・・大津波警報・津波警報・津波注意報、津波情報の伝達、避難指示（緊急）等、指定緊急避難場所、避難路、避難手段等</p>	<p>表現の修正</p> <p>R3 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定を踏まえた修正</p>	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
67	9 津波避難計画に掲載する内容	44	13	<p>ア 避難訓練の実施体制、参加者</p> <p>(イ) 参加者</p> <p>住民のみならず、観光客、釣り客、海水浴客等の外来者、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、<u>避難行動要支援者</u>や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるように参加者を検討します。</p>	<p>ア 避難訓練の実施体制、参加者</p> <p>(イ) 参加者</p> <p>住民のみならず、観光客、釣り客、海水浴客等の外来者、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、<u>要配慮者</u>や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるように参加者を検討します。</p>	<p>避難行動要支援者とする対象が要配慮者の一部となるため。</p>	
68	9 津波避難計画に掲載する内容	44	17	<p>イ 訓練の内容</p> <p>(イ) 津波避難訓練</p> <p>避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性、避難に要する時間、避難誘導方法等を把握しておきます。</p> <p>歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限りません。場合によっては民有地等を避難する必要があるため、地域社会の中で理解を得ておく必要があります。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要です。<u>なお</u>、実際の指定緊急避難場所への<u>訓練</u>が望まれますが、事情により実際とは異なる場所への<u>避難訓練を行う</u>場合には、本来の指定緊急避難場所の周知を十分に行う必要があります。<u>また、(津波以外の災害を想定した)</u> 海岸の近くにある指定避難所が津波災害の場合には被災することが考えられるため、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要があることについて周知を図る必要があります(「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の峻別)。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>イ 訓練の内容等</p> <p>(イ) 津波避難訓練</p> <p><u>津波</u>避難計画において設定した避難経路や避難路に沿って実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性、避難に要する時間、避難誘導方法等を把握します。</p> <p>歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限りません。場合によっては民有地等を<u>経由して</u>避難する必要があります。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要です。</p> <p><u>避難訓練にあたっては</u>、実際の指定緊急避難場所への<u>避難</u>が望まれますが、事情により実際とは異なる場所へ<u>避難する</u>場合は、本来の指定緊急避難場所の周知を十分に行う必要があります。</p> <p><u>加えて</u>、海岸の近くにある指定避難所が、津波災害の場合に被災することも考えられるため、より安全な指定緊急避難場所を目指す必要があることについて周知を図る必要があります(「指定緊急避難場所」と「指定避難所」の峻別)。</p> <p><u>避難行動要支援者については、個別避難計画を踏まえた避難訓練を行い、自動車等による避難の検討も含め、実効性を高めるとも</u></p>	<p>R3 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針の改定を踏まえた修正</p> <p>県検討会を踏まえた修正(①地震・津波等避難対策)</p> <p>R7「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」の見直しを踏まえた修正</p>	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
					<p><u>に、同じ地区内の近隣住民に避難行動要支援者の支援を経験してもらうことにより、地域における支援者の輪を広げる取組も大切です。</u></p> <p><u>避難行動要支援者の避難も含め、自動車等による避難を検討する場合、少なくとも年1回は、訓練により避難経路の道路状況や交通容量等を検証し、地域による自動車利用の選定や、避難経路の確保、駐車スペースの拡充など、住民等の円滑な避難確保のため、更なる取組を進めていくことが重要です。</u></p>		
69	9 津波避難計画に掲載する内容	45	▲7	<p>(ウ) 津波防災施設操作訓練</p> <p>a 誰が、<u>何時</u>、どの様な手順で閉鎖操作等を実施するのか。</p> <p>b 津波予想到達時間内に操作完了が可能か。</p> <p>c 地震動等により操作不能となった場合の対応はどうするのか。</p> <p>等、現実起こりうる想定の中で訓練を実施する。その場合、津波到達時間が短い場合には、退避を優先することなど、操作者の安全確保に特に留意する必要があります。</p>	<p>(ウ) 津波防災施設操作訓練</p> <p>a 誰が、<u>いつ</u>、どの様な手順で閉鎖操作等を実施するのか。</p> <p>b 津波予想到達時間内に操作完了が可能か。</p> <p>c 地震動等により操作不能となった場合の対応はどうするのか。</p> <p>等、現実起こりうる想定の中で訓練を実施<u>します</u>。その場合、津波到達時間が短い場合には、退避を優先することなど、操作者の安全確保に特に留意する必要があります。</p>	表記の修正	
70	<b>【新設】</b> 10 地区単位の津波避難計画	45		<p><b>10 地区単位の津波避難計画</b></p> <p><u>津波避難の在り方は地域の状況によって異なることから、より具体的かつ実効性のある計画とするためには、地形や避難経路上の構造物、避難において配慮が必要な住民等といった地域の情報を最も把握している住民の意見を取り入れ、地域の実情に合わせて作り上げていく必要があります。</u></p> <p><u>住民意見を取り入れるためには、自主防災組織や町内会等の単位で、住民が主体となつて行う「地区防災計画」の策定を支援し、その成果を反映させるという方法がありますが、市町村の支援や指導なしには円滑に計画策定が進まない可能性があることから、必要な情報、知識等の提供とともに、検討段階からのワークショップへの参加を呼びかけるなど、住民参加を促すことが重要です。</u></p>		<p>県検討会を踏まえた追加 (①地震・津波等避難対策)</p> <p>県内事例を踏まえた追加</p>	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
					<p><u>(1) ワークショップによる地区単位の津波避難計画の策定</u></p> <p><u>様々な防災計画づくりや地域における防災訓練の企画・実施の際に、双方向性の参加体験型グループ学習であるワークショップを開催し、計画を作り上げていく手法がとられることがあります。</u></p> <p><u>ワークショップの形式としては、市町村が主催し、地域の代表者や防災関係者を集めて開催するものや、自主防災組織や町内会等が主体となり、地域住民が集まって開催するもの等が考えられます。</u></p> <p><u>こうしたワークショップによって計画を作成することで、参加した住民の防災意識が高まり、さらにそうした住民が地域に持ち帰り、地域のリーダーとしてそれぞれの地域の防災力向上の役割を担うことが期待できます。</u></p> <p><u>また、ワークショップにおいて学識経験者等にも参加してもらい、自動車等で避難せざるを得ない地域や避難行動要支援者等について議論し、地区ごとに渋滞が起こる可能性の高い道路や交差点等を考慮にいれながら避難経路を検討することで、実効性のある津波避難計画の策定を目指すことが可能です。</u></p> <p><u>なお、地区ごとの津波避難計画を策定する主体は、その地域の住民等になりますが、自主防災組織等が成熟していない地域にあっては、住民等が単独で計画を策定することは困難であることから、当面は市町村が主体となって、地区単位の津波避難計画を策定するモデル地域を選定し、モデル地域における成果を全域に広めていくといった段階的な取組が有効です。</u></p> <p><u>もしくは、市町村で地区ごとの避難経路や避難手段等を検討した津波避難計画を作成し、それを住民等に示したうえでワークショップを開催し、住民等に地区ごとの津波避難計画を検討してもらう方法も考えられます。</u></p> <p><u>(2) ワークショップの構成</u></p> <p><u>ワークショップのメンバーは、地域住民、市町村職員、消防職員・団員等を中心に構成し、必要に応じて学識経験者等に監修していただくことが考えられます。なお、性別や年</u></p>		

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
				<p><u>年齢、障害等により災害から受ける影響やニーズが異なることを踏まえ、多様な特性の人々に参画していただくことが重要です。</u></p> <p><u>地域住民等の代表を選出するにあたっては、住民のみならず地域の学校、民間企業、漁業・港湾関係者、NPO等の参加も得られるように、公募等により幅広いメンバーを募ることが大切です。</u></p> <p><u>(3) ワークショップの流れ</u></p> <p><u>ア 知識を得る</u></p> <p><u>地域の住民が、自身が住む地域の特徴や浸水・津波の危険性について学習する場（セミナーや勉強会等）を設けます。</u></p> <p><u>イ 実際に考える</u></p> <p><u>市町村が作成した津波ハザードマップや津波避難計画をもとに、地震・津波が発生した状況を想像しながら、机上検討や実際の地域を歩くことなどにより、避難行動を考えます。各自の意見や発見等を集約し、津波ハザードマップの内容を充実させ、津波からの避難行動の計画図などを作成します。また、この計画図などをワークショップに参加していない住民にも周知し、地域全体で共有します。</u></p> <p><u>ウ 訓練で試す</u></p> <p><u>地域で津波避難訓練を行い、自宅から避難場所や浸水想定区域外までの避難路等をあらかじめ確認します。その際には、非常持出袋を携行するなど実際に近い状況を作りだすとともに、避難経路上に避難行動要支援者が住んでいる場合は、避難の手助けをすることも想定し、そうした状況で避難完了できるかどうか実際の行動により検証します。</u></p> <p><u>また、机上検討等で自動車等でないと避難困難と想定される人がいた場合、地域の交通状況などを考慮したうえで、自動車避難に対応した避難経路、避難場所等を検討し、津波到達時間前に避難が可能か検証します。</u></p> <p><u>エ 改善する</u></p> <p><u>訓練の結果、あらためて課題・問題点などを持ち寄り、より良い避難行動をとるにはどうしたらよいかを検証し、改善を行います。また、地域の土地の利用状況や交通状況</u></p>			

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
				<p><u>は日々変化していくため、定期的に避難行動の計画を見直していく必要があります。</u>  <u>また、避難行動要支援者においては、個別避難計画の見直しを合わせて行うことが望まれます。</u></p> <p><u>(4) ワークショップの成果の展開</u>  <u>ワークショップによって作成された地区単位の津波避難計画を、ワークショップに参加していない住民等にも周知し、地域全体で共有するとともに、そのノウハウを他の地域にも展開し、避難対象地域全体で住民主体の避難計画が作られるよう、普及させていくことが必要です。</u></p> <p><u>(5) 継続的な取組と不断の見直し</u>  <u>地区単位の津波避難計画については、市町村の津波避難計画と同様に、策定後の訓練などにより明らかになった課題や、個別避難計画の作成など、新たに講じた津波防災対策及び社会条件等の変化に応じて、継続的な見直しを行うことが必要です。</u></p>			

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
71					<p>(6) 県内外の事例</p> <p>ア 県内事例</p> <p><b>(ア) 上越市の取組</b></p> <p>☑地区単位の津波避難計画の検討 ☑自動車避難の検証</p> <p>新潟県</p> <p>○ <b>上越市津波避難計画</b></p> <p>➢ 上越市津波避難計画は、津波避難に関する基本事項を整理した「基本計画」、具体的な避難対象地域の設定等を定める「避難行動計画」、<b>地域住民との協議を重ねて避難経路等を検討した「地域別の避難行動計画」</b>の3部構成。</p> <p>○ <b>「地域別の津波避難行動計画」の見直し</b></p> <p>➢ 同市では、令和6年能登半島地震を踏まえ、徒歩による避難に加え、避難行動要支援者の自動車利用による避難について検討を進めるため、<b>現行の津波避難行動計画の見直しに着手</b>。その実効性向上を図るべく、令和6年5月から8月にかけて、<b>沿岸部町内会とのワークショップを実施</b>。</p> <p>➢ <b>ワークショップにおいては、上越市防災危機管理部職員も同席し、町内会ごとにかかれて徒歩や車による避難経路や避難方法を検討</b>。</p> <p>➢ <b>その後、令和6年10月に実施された上越市総合防災訓練において、内閣府と「地震・津波防災訓練」を実施し、自動車をを用いた避難行動の検証や、訓練後のワークショップを通じた町内会ごとの避難経路等の見直しを行った。</b></p> <p>出典：          ・「令和6年能登半島地震 津波災害対応の検証」（令和6年12月）上越市（<a href="https://www.city.joetsu.niigata.jp/uploaded/attachment/262399.pdf">https://www.city.joetsu.niigata.jp/uploaded/attachment/262399.pdf</a>）          ・「上越市津波避難計画 地域別避難行動計画 道江津地区関川右岸地域」（令和7年3月更新）（<a href="https://www.city.joetsu.niigata.jp/uploaded/attachment/264002.pdf">https://www.city.joetsu.niigata.jp/uploaded/attachment/264002.pdf</a>）</p>		

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
----	-----	---	---	---	---	------	----

72

ア 県内事例

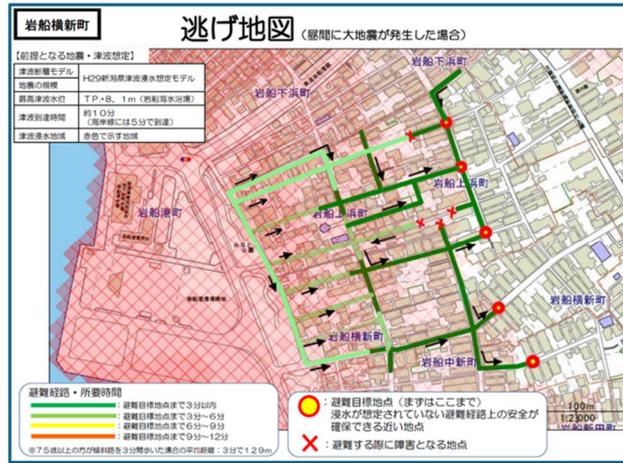
## (イ) 村上市の取組

☑地区単位の津波避難計画の検討



### ○ 逃げ地図の作成

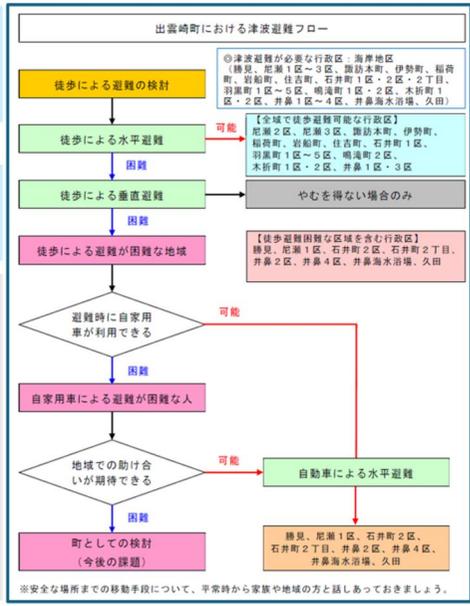
- ▶ 村上市では、令和3年から4年にかけて、津波浸水想定区域を有する全地区において、住民主体で津波からの避難ルートや避難目標地点を示した「逃げ地図」を作成。
- ▶ 逃げ地図作成にあたっては、津波到達時間や避難路上の障害等も加味した上で、避難目標地点までの所要時間が短い避難経路を検討。
- ▶ 「逃げ地図」作成後は、各地区で津波避難訓練を行いながら、随時見直しを行っている。



作成の様子

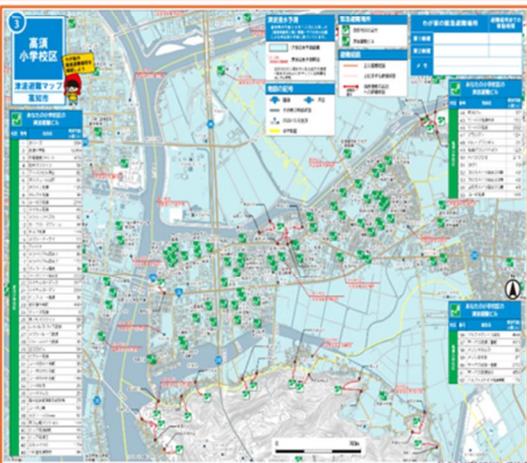


※村上市提供資料

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
73					<p>ア 県内事例</p> <p><b>(ウ) 出雲崎町の取組</b></p> <p>☑地区単位の津波避難計画の検討 ☑自動車避難の検討</p> <p>○ 津波避難緊急支援施設基本計画の作成</p> <p>➢ 出雲崎町では、令和6年能登半島地震を踏まえ、令和7年2月に「津波避難緊急支援施設基本計画」を作成。</p> <p>➢ 本計画では、<b>各行政区ごとに避難目標、避難手段及び避難経路を整理し</b>、避難者の集中による渋滞の発生を防止するなど、迅速かつ円滑な津波避難の実現に向けて必要な事項を定めている。</p> <p>○ 津波避難訓練に合わせたワークショップ</p> <p>➢ 令和7年10月の津波避難訓練に合わせて、<b>住民を交えたワークショップを開催し</b>、「津波避難緊急支援施設基本計画」に示された各地区ごとの津波避難計画について、改めて避難ルート等の検討を行っている。</p> <p>※ワークショップの様子</p>  <p>出典： 「出雲崎町津波避難緊急支援施設基本計画」（令和7年2月）出雲崎町</p> <p>出雲崎町における津波避難フロー</p>  <p>出雲崎町における津波避難フロー</p> <p>①津波避難が必要な行政区：海岸地区（勝見、尾瀬1区～3区、諏訪本町、伊勢町、福崎町、若船町、住吉町、石井町1区・2区・2丁目、羽黒町1区～5区、鳴滝町1区・2区、木折町1区・2区、井鼻1区～4区、井鼻海水浴場、久田）</p> <p>【全域で徒歩避難可能な行政区】 尾瀬2区、尾瀬3区、諏訪本町、伊勢町、福崎町、若船町、住吉町、石井町1区、羽黒町1区～5区、鳴滝町2区、木折町1区・2区、井鼻1区・3区</p> <p>【徒歩避難困難な区域を含む行政区】 勝見、尾瀬1区、石井町2区、石井町2丁目、井鼻2区、井鼻4区、井鼻海水浴場、久田</p> <p>【徒歩による避難が困難な地域】 勝見、尾瀬1区、石井町2区、石井町2丁目、井鼻2区、井鼻4区、井鼻海水浴場、久田</p> <p>【徒歩による避難の検討】</p> <p>徒歩による避難の検討</p> <p>徒歩による水平避難</p> <p>可能</p> <p>困難</p> <p>徒歩による垂直避難</p> <p>困難</p> <p>徒歩による避難が困難な地域</p> <p>避難時に自家用車を利用できる</p> <p>可能</p> <p>困難</p> <p>自家用車による避難が困難な人</p> <p>地域での助け合いが期待できる</p> <p>可能</p> <p>困難</p> <p>町としての検討（今後の課題）</p> <p>自動車による水平避難</p> <p>勝見、尾瀬1区、石井町2区、石井町2丁目、井鼻2区、井鼻4区、井鼻海水浴場、久田</p> <p>※安全な場所までの移動手段について、平常時から家族や地域の方と話しあっておきましょう。</p>		

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考																														
74					<div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>イ 県外事例</p> <h2 style="text-align: center;">(ア)青森県八戸市の取組</h2> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;"> <input checked="" type="checkbox"/> 自動車避難の検討         </div> <p>○ 大津波警報時における自動車避難のシミュレーション</p> <p>➤ 青森県八戸市では、避難行動に関する条件を設定した上で<b>自動車避難シミュレーションを実施し</b>、その結果をふまえた自動車避難ルールを「<b>八戸市津波避難施設の整備等に関する基本方針</b>」の中で取りまとめている。</p> <p>➤ シミュレーションを経た方針として、自力での徒歩が可能な者は<b>徒歩避難を原則</b>とした上で、<b>避難行動要支援者と、見直した避難困難地域を抱える市内7地区のうち、5地区の避難困難地域内の歩行困難者の車避難を容認し</b>、残りの2地区については津波避難タワー等を整備することとしている。</p> <p>●「八戸市津波避難施設の整備等に関する基本方針（概要版）」より一部抜粋</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <h3 style="text-align: center;">3. 自動車避難</h3> <p><b>(1) 自動車避難に関する方針</b></p> <p>自力での徒歩避難が困難である避難行動要支援者を主な対象とし、自動車避難について2つのケースによりシミュレーションを行い、その有効性について検討しました。</p> <p>①ケース1 (自動車避難シミュレーションの条件設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車避難の対象者として、自力での徒歩避難が可能である高齢者も含めてシミュレーションを実施</li> </ul> <p>(自動車避難シミュレーションの結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>避難完了割合が80%を超える地区が一部ある一方で、避難対象地域外までの道路距離が相対的に長い、根岸地区、下長地区、江隔地区、小中野地区、柏崎地区の避難完了割合が40%を下回りました。なお、根岸地区及び小中野地区は29%であり最も低い割合となりました。</li> </ul> <p>ケース1のシミュレーション結果を踏まえ、一部条件の設定等を行った上でシミュレーションを実施しました。</p> <p>②ケース2 (自動車避難シミュレーションの条件設定)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自動車避難の対象者を、自力での徒歩避難が困難である者（避難行動要支援者）に限定</li> <li>車両が分散して避難するよう、津波の浸水想定区域外に自動車避難先を追加設定</li> <li>ケース1のシミュレーションで避難完了割合が低い地区のうち根岸地区及び下長地区において、高台に至る道路を仮の自動車避難路として設定</li> </ul> <p>(自動車避難シミュレーションの結果)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての対象地区で避難完了割合が概ね100%近くになり、自動車の台数を制限することが適やかな自動車避難については有効であることが確認されました。</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>(2) 自動車避難に関する考え方</b></p> <p>全ての地区において、年齢等に関わらず、自力での徒歩移動が可能な者は徒歩避難を原則としますが、大津波警報が発せられた場合には、次の避難者を対象に自動車での避難を容認することとします。</p> <p>①自力での徒歩避難が困難であるため、自動車での避難に頼らざるを得ない避難行動要支援者</p> <p>②市川地区、三八城・沼館・城下地区、江隔地区、小中野地区、柏崎地区の震災後避難困難地域に居住する者のうち、歩行速度0.5m/秒の者（歩行困難者）</p> <p>上記の②に示した各地区において、自動車避難を容認するものは、下表に示した地域内に居住する歩行速度0.5m/秒の者（歩行困難者）のみとします。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区名</th> <th colspan="2">自動車避難を容認する地域</th> <th rowspan="2">避難先</th> </tr> <tr> <th>町名・大字</th> <th>小字</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市川地区</td> <td>大字市川町</td> <td>炭引、赤川、赤川下、奥谷地、向谷地、宮部、上大字谷地及び横岡の各一部</td> <td>避難対象地域外 (避難対象地域からより遠く、より標高の高い地域（近隣の町も含む）を指します)</td> </tr> <tr> <td>三八城・沼館・城下地区</td> <td>沼館</td> <td>三丁目4番の一部</td> <td>避難対象地域外 (避難対象地域からより遠く、より標高の高い地域（近隣の町も含む）を指します)</td> </tr> <tr> <td>江隔地区及び小中野地区</td> <td>江隔</td> <td>四丁目東の一部、四丁目西番から10番までの各一部及び四丁目15番の一部</td> <td>東部幹水処理場 (津波避難ビル)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小中野</td> <td>七丁目7番から13番までの各一部、八丁目14番の一部及び八丁目17番の一部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>柏崎地区</td> <td>藤沢</td> <td>一丁目15番の一部</td> <td>避難対象地域外 (避難対象地域からより遠く、より標高の高い地域（近隣の町も含む）を指します)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>藤家</td> <td>五丁目22番から28番までの各一部</td> <td>避難対象地域外 (避難対象地域からより遠く、より標高の高い地域（近隣の町も含む）を指します)</td> </tr> </tbody> </table> <p>避難行動要支援者に介助者兼運転手が付き、2人以上（可能であれば乗り合せて3～4人で一台）で避難することとします。できるだけ車両台数を減らすよう協力して避難を行います。</p> <p>自動車避難先は近くの避難所ではなく避難対象地域からより遠く、より標高の高い地域（近隣の町も含む）を指すこととします。</p> </div> <p>出典：        ・「八戸市津波避難施設の整備等に関する基本方針」（令和7年3月）八戸市（<a href="https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/94/kihonnhousin_honpen.pdf">https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/94/kihonnhousin_honpen.pdf</a>）        ・「八戸市津波避難施設の整備等に関する基本方針（概要版）」（令和7年3月）八戸市（<a href="https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/94/kihonnhousin_gaiyouban.pdf">https://www.city.hachinohe.aomori.jp/material/files/group/94/kihonnhousin_gaiyouban.pdf</a>）</p> </div>	地区名	自動車避難を容認する地域		避難先	町名・大字	小字	市川地区	大字市川町	炭引、赤川、赤川下、奥谷地、向谷地、宮部、上大字谷地及び横岡の各一部	避難対象地域外 (避難対象地域からより遠く、より標高の高い地域（近隣の町も含む）を指します)	三八城・沼館・城下地区	沼館	三丁目4番の一部	避難対象地域外 (避難対象地域からより遠く、より標高の高い地域（近隣の町も含む）を指します)	江隔地区及び小中野地区	江隔	四丁目東の一部、四丁目西番から10番までの各一部及び四丁目15番の一部	東部幹水処理場 (津波避難ビル)		小中野	七丁目7番から13番までの各一部、八丁目14番の一部及び八丁目17番の一部		柏崎地区	藤沢	一丁目15番の一部	避難対象地域外 (避難対象地域からより遠く、より標高の高い地域（近隣の町も含む）を指します)		藤家	五丁目22番から28番までの各一部	避難対象地域外 (避難対象地域からより遠く、より標高の高い地域（近隣の町も含む）を指します)		
地区名	自動車避難を容認する地域		避難先																																		
	町名・大字	小字																																			
市川地区	大字市川町	炭引、赤川、赤川下、奥谷地、向谷地、宮部、上大字谷地及び横岡の各一部	避難対象地域外 (避難対象地域からより遠く、より標高の高い地域（近隣の町も含む）を指します)																																		
三八城・沼館・城下地区	沼館	三丁目4番の一部	避難対象地域外 (避難対象地域からより遠く、より標高の高い地域（近隣の町も含む）を指します)																																		
江隔地区及び小中野地区	江隔	四丁目東の一部、四丁目西番から10番までの各一部及び四丁目15番の一部	東部幹水処理場 (津波避難ビル)																																		
	小中野	七丁目7番から13番までの各一部、八丁目14番の一部及び八丁目17番の一部																																			
柏崎地区	藤沢	一丁目15番の一部	避難対象地域外 (避難対象地域からより遠く、より標高の高い地域（近隣の町も含む）を指します)																																		
	藤家	五丁目22番から28番までの各一部	避難対象地域外 (避難対象地域からより遠く、より標高の高い地域（近隣の町も含む）を指します)																																		

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
75					<p>イ 県外事例</p> <p><b>(イ) 宮城県亶理町の取組</b></p> <p>☑地区単位の津波避難計画の検討 ☑自動車避難の検討</p> <p>○ 亶理町津波避難計画の作成</p> <p>➢ 宮城県亶理町では、平成23年の東日本大震災を受け、地域防災計画の津波編において、<b>自動車での避難方策の検討や避難時の渋滞回避のための道路交通容量の確認について記載</b>している。</p> <p>➢ また、同町の津波避難計画は、平野部かつ非市街地という地域特性に加え、普段から自動車を主な移動手段としている人が多いなど、住民の日常生活における行動様式を踏まえ、津波浸水想定区域からの立退きに際して<b>徒歩と自動車の双方を組み合わせて避難方法を構築</b>している。</p> <p>●「亶理町津波避難計画」(令和5年4月)より一部抜粋</p> <p>II-6. 津波避難の方針 津波浸水想定区域内の住民等の方々全員が、すみやかに避難できる方法について、地区ごとに、下記の手順により検討していくこととしました。</p> <p>なお、算出にあたっては、各津波避難対象地域の重心部から、津波浸水想定区域の外側までの避難を前提とし、また各地区の避難方法については、最も早く自づ確実に取りうる方法を示しています。</p> <p>よって、津波避難の際には、本計画で示す地区ごとの避難先・避難方法を踏まえつつも、より安全と思われる場所やルート等を各個人が判断し、津波の被害に遭わないため「あらゆる選択肢」を想定したうえで、可能な限り迅速に避難することが必要となるものです。</p> <p>&lt;検討の手順&gt; 【手順①】徒歩による水平避難の可否を検証します。 【手順②】徒歩による水平避難が不可能な地区は、津波浸水区域内にある小・中学校へ、徒歩による垂直避難が可能かどうか検証します。(2階建て以上・1,000人以上を収容可能な小・中学校) 【手順③】徒歩による水平・垂直避難が困難な地区に関しては、自動車を活用できるかどうかにより、自動車による水平避難を検証します。 【手順④】一方で、避難時に自動車を利用できない方は、津波浸水区域内にある小・中学校以外の施設への徒歩による垂直避難を検証します。</p> <p>なお、避難時の交通渋滞を少しでも減らすため、内陸部に近い地区および近隣の小・中学校に垂直避難ができる施設等がある地区については、基本的に、徒歩による避難を優先的に考えることとします。</p> <p>また、各手順での算出にあたり、避難可能時間を45分間(津波到達までの時間60分間 - 避難開始までに要する時間15分間)と設定し、その時間内での可否を判断するものであり、避難移動速度は、徒歩：2km/h、自動車：10km/hとして算定しました。</p> <p>出典： ・「亶理町地域防災計画 第2編 津波対策編」(令和5年4月) 亶理町防災会議 (<a href="https://www.town.watari.miyagi.jp/common/img/content/content_20240625_150946.pdf">https://www.town.watari.miyagi.jp/common/img/content/content_20240625_150946.pdf</a>) ・「亶理町津波避難計画」(令和5年4月) 亶理町 (<a href="https://www.town.watari.miyagi.jp/common/img/content/content_20231122_130341.pdf">https://www.town.watari.miyagi.jp/common/img/content/content_20231122_130341.pdf</a>)</p> <p><b>津波避難フロー</b></p>		

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
76					<div data-bbox="548 199 1680 965"> <p>イ 県外事例</p> <p><b>(ウ) 高知県高知市の取組</b></p> <p>☑地区単位の津波避難計画の検討</p> <p>○ 地区別津波避難計画の作成</p> <p>➢ 高知県高知市では、南海トラフ地震による最大クラスの津波浸水予測を踏まえ、「<b>地区別津波避難計画</b>」を地域の自主防災組織等と作成。</p> <p>➢ 「地区別津波避難計画」は、<b>津波浸水想定区域内の小学校区別に作成</b>されており、この津波避難計画を基に、住民がより分かりやすく津波避難に備えられるよう、「<b>高知市津波避難マップ</b>」を作成している。</p> <div data-bbox="660 438 1041 901"> <p><b>第2章 地区別津波避難計画の目的</b></p> <p>高知市は、南海トラフ地震と津波によって大きな被害が想定されています。大きな災害に襲われるおそれのある地域で暮らす私たちにとって、災害に備えることは、安心に暮らすうえで必要不可欠なことです。その手段は、地域の現状と想定される災害について「正しく知り」、「正しく恐れ」、「正しく行動する」ことです。</p> <p>津波避難計画は、地震発生から、津波が退去するまでの間、どのような状況に陥っても、あきらめず自らの命を守る適切な行動が取れることを目的として、自主防災組織等が、自らの行動計画として策定するものです。</p> <p>行動計画策定や改訂に至る経緯、避難訓練等で明らかとなった課題をこの計画書に明記し、地域住民が主体となって、行政や学校、事務所等と連携して解決に向けた取組を継続します。</p> <p>なお、この計画書では地震発生から津波警報が解除されるまでの避難について主に記載しています。避難生活をする指定避難所に関する情報やルールなどについては、別に検討します。</p>  <p>図2-1 津波避難計画策定からスタートする地域の津波対策のイメージ</p> </div> <div data-bbox="1052 438 1579 901">  </div> <p>出典  「地区別津波避難計画」高知市HP (<a href="https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/12/tikubetunamihinannekaku.html">https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/12/tikubetunamihinannekaku.html</a>)  「高知市津波避難マップ」高知市HP (<a href="https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/12/koutsitunamihinan-map.html">https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/12/koutsitunamihinan-map.html</a>)</p> </div>		

77

## 【新設】

11 津波避難  
計画の自己評  
価（評価チェ  
ックリスト）

## 11 津波避難計画の自己評価（評価チェックリスト）

1 津波浸水想定区域の確認		チェック
(1) 津波浸水想定区域の確認	津波ハザードマップを作成しているか	
2 避難対象地域の設定		チェック
(1) 被害の予測	津波の遡上により住民等の生命・財産等に被害が発生することが予想されるか	
(2) 避難対象地域の設定	津波浸水想定区域や津波災害警戒区域を踏まえて指定しているか	
(3) 住民等の理解	避難対象地域の設定にあたり、住民等の理解は得られているか	
3 避難困難地域の検討		チェック
(1) 津波到達予想時間の設定	津波浸水想定等に基づき、津波の到達予想時間を設定しているか	
(2) 避難目標地点の設定	津波浸水想定区域外に最短コースで到達できる避難目標地点を設定しているか	
	指定緊急避難場所や指定避難所までの経路が確保されているか	
(3) 避難可能距離（範囲）の設定	津波到達予想時間、歩行速度、避難開始時間を勘案して設定しているか	
(4) 避難路、避難経路の設定	避難目標地点へ最も短時間かつ安全に到達できる避難路、避難経路となっているか	
(5) 避難困難地域の抽出	避難可能距離（範囲）から外れる津波浸水想定区域を避難困難地域として抽出しているか	
(6) 訓練等による検証	訓練等により、津波到達予想時間内に避難が可能か否かの検証を行っているか	
4 指定緊急避難場所及び避難経路等の指定・設定		チェック
(1) 指定緊急避難場所等の指定	指定要件は満たしているか	
	機能性は確保されているか	
(2) 津波避難ビルの設定	安全性及び機能性は確保されているか	
(3) 避難路、避難経路の指定・設定	安全性及び機能性は確保されているか	
(4) 避難方法の検討	徒歩による避難が可能か	
	徒歩以外の方法による避難が検討されているか	

<b>5 初動体制の確立</b>		<b>チェック</b>
(1) 参集基準の設定	職員が自動参集する基準が定められているか	
(2) 参集連絡手段	職員への参集連絡手段の多重化が図られているか	
(3) 情報受信・伝達体制等	夜間・休日等の勤務時間外における体制が確保されているか	
<b>6 避難誘導等に従事する者の安全確保</b>		<b>チェック</b>
(1) 退避ルールの確立	津波到達予想時刻を踏まえた退避ルールを確立しているか	
(2) 情報伝達手段	無線等の情報伝達手段を備えているか	
(3) 意識の啓発	自らの命を守ることを原則に、退避を優先する必要がある場合には、住民と率先して避難するよう教育しているか	
<b>7 津波情報等の収集・伝達</b>		<b>チェック</b>
(1) 津波情報の収集	津波警報等の受信体制は確保されているか（特に勤務時間外）	
	津波警報等の受信手段、経路等を職員が認識しているか	
(2) 津波の実況等の情報収集	職員による監視体制及び安全性は確保されているか	
	職員の津波観測機器の操作習熟、観測データの意味等の理解が十分か	
	津波観測・監視結果の活用方法が決まっているか	
(3) 津波情報等の伝達	伝達系統（何を、いつ、誰に）及び伝達手段（どのように）が決められているか	
	夜間・休日等の勤務時間外の伝達体制は確保されているか	
	同報無線等による伝達は十分行き届いているか	
	伝達手段の多様化が図られているか	
	海水浴客、釣り客、観光客等への伝達手段は確保されているか	
<b>8 避難指示等の発令</b>		<b>チェック</b>
(1) 発令基準及び対象区域	発表される津波警報等ごとに、発令対象区域を定めているか	

(2) 発令時期及び発令手順	津波警報等発表後、速やかに発令できる体制となっているか	
(3) 伝達系統、伝達方法	伝達系統（何を、いつ、誰に）及び伝達手段（どのように）が決められているか	
	発令文案等は作成されているか	
	夜間・休日等の勤務時間外の伝達体制は確保されているか	
	同報無線等による伝達は十分行き届いているか	
	伝達手段の多様化が図られているか	
	海水浴客、釣り客、観光客等への伝達手段は確保されているか	
9 要配慮者、観光客等の避難対策		チェック
(1) 要配慮者の避難対策	避難行動要支援者名簿は作成・更新されているか	
	個別避難計画は作成・更新されているか	
	多様な手段、言語による伝達手段を確保しているか	
	自動車等による避難の必要性について検討しているか	
	避難促進施設における避難確保計画の作成状況を把握し、施設の取組を支援しているか	
(2) 観光客等の避難対策	多様な手段、言語による伝達手段を確保しているか	
	観光施設、宿泊施設等の管理者との協力体制は確保されているか	
	指定緊急避難場所を示した看板や、避難誘導標識の設置は十分か	
	看板、パンフレット、ネット等による啓発は十分おこなわれているか	
10 平常時の津波防災教育・啓発		チェック
(1) 教育・啓発の手段	多様な手段により実施しているか	
(2) 教育・啓発の内容	パンフレット等の内容の充実を図っているか	

				津波ハザードマップ、津波避難計画等を公表しているか	
(3) 教育・啓発の場				地域社会や事業所等で教育・啓発活動が実施されているか	
				教育・啓発の拠点となる施設や人材の確保がなされているか	
1 1 津波避難訓練					チェック
(1) 実施回数				毎年実施しているか	
(2) 実施体制				地域ぐるみの実施体制が確保されているか	
(3) 参加者				住民のみならず、観光客や事業者等、幅広く参加を促しているか	
				社会福祉施設、学校、医療施設等の参加を得ているか	
(4) 訓練結果の検証				訓練結果の検証を行っているか	
				検証結果が津波避難計画へ反映される仕組みとなっているか	
(5) 訓練内容の工夫				夜間訓練、津波防災施設の操作等訓練の工夫、見直しを行っているか	
				避難行動要支援者の避難訓練をおこなっているか	
				自動車等による避難手段の検証を行っているか	
1 2 地区単位の津波避難計画					チェック
(1) 作成支援				住民による地区単位の津波避難計画の作成に対する支援を行っているか	
(2) 情報の共有				作成された地区単位の津波避難計画やその作成過程について、他地域等へ展開しているか	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
81	【新設】 <<参考資料>>				<u>&lt;&lt;参考資料&gt;&gt;</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」(令和8年1月)内閣府(防災担当)</li> <li>・「津波避難ビル等に係る事例集」(平成29年7月)内閣府(防災担当)</li> <li>・「避難情報に関するガイドライン」(令和3年5月)内閣府(防災担当)</li> <li>・「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(令和3年5月改定)内閣府(防災担当)</li> <li>・「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会報告書」(平成23年12月)消防庁</li> <li>・「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会中間報告書」(平成24年3月)消防庁</li> <li>・「津波対策推進マニュアル検討会報告書(平成25年3月)」消防庁国民保護・防災部防災課</li> <li>・「地方公共団体における災害情報等の伝達のあり方等に係る検討会 報告書」(平成24年12月)消防庁</li> <li>・「災害情報伝達手段の整備等に関する手引き」(令和7年3月)消防庁防災情報室</li> <li>・「津波避難対策検討ワーキンググループ 報告」(平成24年7月)中央防災会議防災対策推進検討会議</li> <li>・「津波避難ビル等の構造上の要件の解説」(平成24年2月)国土交通省国土技術政策総合研究所、一般社団法人建築性能規準推進協会、協力独立行政法人建築研究所</li> <li>・「津波避難を想定した避難路、避難施設の配置及び避難誘導について(第3版)」(平成25年4月)国土交通省 都市局 街路交通施設課</li> <li>・「津波防災まちづくりの計画策定に係る指針(第1版)」(平成25年6月)国土交通省</li> <li>・「日本海における大規模地震に関する調査検討会報告書」(平成26年9月)日本海における大規模地震に関する調査検討会</li> <li>・「長時間継続する津波に関する情報提供のあり方(報告書)」(令和6年4月)長時間継続する津波に関する情報提供のあり方検討会</li> <li>・「新潟県地域防災計画(津波災害対策編)」(令和7年10月)新潟県防災会議</li> <li>・「津波浸水想定について(解説)」(平成29年11月)新潟県</li> </ul>	検索性の向上	

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考				
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・「令和6年能登半島地震を踏まえた防災対策検討会 報告書」(令和7年3月) 新潟県</li> <li>・「令和6年度津波避難行動に関するアンケート調査結果等について」(令和7年7月) 新潟県</li> </ul>						
82	【新設】 巻末資料				<p><b>1 令和6年能登半島地震を踏まえた防災対策検討会報告書の概要</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>令和6年能登半島地震を踏まえた防災対策検討会 報告書の概要</b></p> <p>■ 検討の目的 令和6年能登半島地震における災害対応の経験や教訓を踏まえ、県の防災対策上主要かつ優先して対応すべき課題について、取組の方向性を検討する。</p> <p>【背景】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">県内</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最大震度6弱を観測し、広い範囲で地震の揺れによる被害が確認されたほか、約30年ぶりに津波警報が発令され、多くの住民等が海岸線から避難した。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">石川県</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路被害、停電、通信途絶等により、長期の孤立地域が発生した。</li> <li>・ 避難所において、避難生活の長期化による物資不足等により、生活環境全般に課題が生じた。</li> <li>・ 倒壊等により自宅での避難生活が困難となった事例や、放射線データが一時収集できない状態となった事例があった。</li> </ul> </td> </tr> </table> <p>■ 検討内容</p> <p>(1) 地震・津波等避難対策  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハザード情報等の住民周知方法や住宅・施設の耐震化、地震保険の加入促進</li> <li>・ 津波からの適切な避難行動</li> </ul> </p> <p>(2) 孤立地域対策  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 孤立地域の把握</li> <li>・ 孤立地域における平時の備えや災害時の孤立地域への支援</li> </ul> </p> <p>(3) 避難所等運営対策  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難所等の住民周知と避難所の開設方法</li> <li>・ 多様な視点を取り入れた避難所の運営や環境整備</li> <li>・ 在宅避難者の把握や支援物資の配布</li> <li>・ 福祉避難所への支援</li> </ul> </p> <p>(4) 原子力災害との複合災害時の対応            自然災害に関する(1)～(3)の議論の中で、原子力災害との複合災害時の対応を併せて検討         </p> <p>(5) 災害情報を正しく伝える人材育成、教育            (1)から(4)のすべてに共通する課題として、住民一人一人が防災の主体となり、地域防災力を高めていくために重要となる、災害情報を住民に正しく伝えられる自治体職員や地域の防災リーダー等の人材育成や教育         </p> </div>	県内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最大震度6弱を観測し、広い範囲で地震の揺れによる被害が確認されたほか、約30年ぶりに津波警報が発令され、多くの住民等が海岸線から避難した。</li> </ul>	石川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路被害、停電、通信途絶等により、長期の孤立地域が発生した。</li> <li>・ 避難所において、避難生活の長期化による物資不足等により、生活環境全般に課題が生じた。</li> <li>・ 倒壊等により自宅での避難生活が困難となった事例や、放射線データが一時収集できない状態となった事例があった。</li> </ul>		
県内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最大震度6弱を観測し、広い範囲で地震の揺れによる被害が確認されたほか、約30年ぶりに津波警報が発令され、多くの住民等が海岸線から避難した。</li> </ul>										
石川県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路被害、停電、通信途絶等により、長期の孤立地域が発生した。</li> <li>・ 避難所において、避難生活の長期化による物資不足等により、生活環境全般に課題が生じた。</li> <li>・ 倒壊等により自宅での避難生活が困難となった事例や、放射線データが一時収集できない状態となった事例があった。</li> </ul>										

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
					<p>■ <b>取組の方向性</b>  県は、市町村や事業者等と連携し、次の取組を重点的に行うことを要望する。</p> <p><b>地震・津波等避難対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ハザード情報や避難情報の関係機関や団体と連携した適切かつ継続的な住民周知</li> <li>○ 県民に情報を正しく伝えられる人材の育成や教育の推進</li> <li>○ 車避難も含め、地域や状況に応じて最適かつ安全な津波からの避難方法の検討推進</li> </ul> <p><b>孤立地域対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 孤立地域の状況把握を踏まえた備蓄体制の強化等の推進</li> <li>○ 通信事業者と連携した孤立地域における通信体制の確保</li> <li>○ ドローンや衛星通信システム等の最新技術の導入と平時利用の促進</li> </ul> <p><b>避難所等運営対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性の視点を踏まえた避難所の環境整備と妊婦、乳幼児、高齢者・障害者・外国人等の要配慮者の多様な視点に配慮した避難所運営体制づくりの推進</li> <li>○ 地域防災に参画する女性割合の向上に向け、目標を設定した取組と訓練等への女性・若者等の参加促進</li> <li>○ 災害時の避難生活に必要なものは、自分で用意することを基本とした家庭内備蓄の促進</li> </ul> <p><b>原子力災害との複合災害時の対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発電所の情報について、速やかに情報連絡することを改めて電力事業者に確認</li> <li>○ 大人から子どもまで、学ぶ機会の創出による原子力防災教育の推進</li> </ul> <p><b>災害情報を正しく伝える人材育成、教育</b></p> <p>ハザード情報や災害時の避難行動等に対する県民理解の向上は、地域防災力を高め、災害から命を守るため、非常に重要であり、検討項目すべてに共通して指摘された課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自治体職員の災害対応力向上のための研修等の推進</li> <li>○ 防災知識を正しく伝えられる人材を女性や若者も含めて幅広く育成し、育成した人材が地域で活躍できる場を継続的に提供</li> </ul>		
					<p>※<b>検討会報告書より一部抜粋</b></p> <p>○津波等避難</p> <p>  i 適切な避難行動</p> <p>  <b>【背景・課題】</b></p> <p>  県内の沿岸地域の市町村全体では、少なくとも約3万8千人が、避難所等へ避難した。また、多くの人々が自動車による避難を行ったため、道路渋滞が発生した。</p>		

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
					<p><b>【取組の方向性】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波からの適切な避難行動の前提として、まずは日本海側の津波が短時間で到達するなどの津波の特徴や、津波浸水想定等のハザード情報の適切な周知、災害時に行政から住民に提供される避難情報の内容等について住民理解の促進を図る。</li> <li>津波からの避難については、避難方法や避難ルート、避難先など、避難行動を行うために、自らが事前に想定しておくべきことについて、住民への周知・理解を図る。</li> <li>避難方法については、徒歩避難を原則にしつつ、車避難を地域や状況に応じて選択する場合は、地域の人口密度や道路ネットワーク、交通容量、人流データ等、様々な要素を参考にして、最適かつ安全な方法を地域ごとに検討していく。</li> <li>確実な住民避難のためには、要支援者、一時滞在者、季節等の条件も想定した地区単位での避難計画づくりを進めるとともに、防災訓練等を行っていく必要があるため、県、市町村、地区住民、地域の企業や団体等が連携して取り組んでいく。</li> <li>要支援者の避難は、日本海側の津波が短時間で到達する等の特徴を踏まえ、車の利用等の適切な支援方法を検討し、個別避難計画の作成に取り組む。</li> </ul> <p><u>2 津波避難行動に関するアンケート調査結果概要</u></p>		

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
					<p><b>令和6年能登半島地震の津波避難行動に関する県民アンケート調査</b></p> <p>1 調査の目的 令和6年能登半島地震発生時における避難場所や避難経路の事前認知の状況、選択した避難方法・経路及びその選択理由等を明らかにすることにより、行政によるハザードマップの周知徹底、地区防災計画策定及び個別避難計画の策定推進並びに徒歩避難だけでなく、車避難を含めた実効性のある避難の実現に向けた取組に活用する。</p> <p>2 調査対象と調査方法 ■調査対象：新潟県内の津波災害警戒区域に居住する18歳以上満80歳未満の男女(1,500人) ■回答者数：686人(有効回収率：45.7%) ■調査方法：郵送による無記名アンケート形式 ■調査期間：令和7年1月6日(月)～1月31日(金)</p> <p>3 回答者の属性 ■回答者の年代は60歳以上が最も多く、60代以上が4割以上 ■男女比では、男性が約4割、女性が約6割 ■地区別では、津波災害警戒区域内の人口が多い下越地区が6割以上</p> <p>1. 年齢(単位:% n=686)  </p> <p>2. 性別(単位:% n=686)  </p> <p>3. 地区別(単位:% n=686)  </p>		
					<p><b>令和6年能登半島地震の津波避難行動に関する県民アンケート調査</b></p> <p>4 調査結果報告書のポイント</p> <p><b>要点</b></p> <p>① ハザードマップに関する理解 ハザードマップ上の自宅の場所に対する認識について、「津波の浸水の可能性がない場所」が30.6%、「ハザードマップを見たことがない」が25.9%だった。(n=686)</p> <p>② 日本海側の津波特性の認識(複数選択) 日本海側の津波の特性について知っていることについて、「地震から短時間で到来する」が69.0%、「(津波の大きさは)太平洋側よりも小さなものになると考えられる」が47.1%、「長時間津波が続く」が17.5%だった。(n=686)</p> <p>③ 避難先・避難経路の認識(複数選択) 地震発生時に自分がいた場所について知っていたこととして、「一番近い指定避難所又は避難場所」が65.9%、「最寄りの避難場所等に向かうための避難経路」が42.4%、「浸水想定地域であること」が41.8%だった。(n=686)</p> <p>④ 避難と避難にかかる時間 地震発生時の避難について、「避難した」が51.5%、「避難しなかった」が47.4%(n=686)であり、「避難しなかった」理由のうち最も多いものは「津波は自分のいる場所まで来ないと思った」「来ても安全で避難する必要がなかった」が合わせて61.2%だった。(n=325) なお、「避難した」の内、避難開始から最初の避難場所への移動に要した時間が「10分以上」が57.4%だった。(n=345)</p> <p>⑤ 避難方法の選択(「車」避難の理由のみ複数選択) 「避難した」場合の避難方法について、「徒歩」が39.9%、「車」が58.1%だった。(n=353) なお、「車」を選択した理由の上位3つが、「車が一番早く避難できると思ったから」が59.0%、「車でない」と速くに避難できないと考えたから」が47.3%、「万が一の場合に防寒や車中泊ができると思ったから」が45.4%であり、「家族に乳幼児や身体が不自由な者がおり、徒歩で避難できないから」が27.8%、「自分の身体が不自由で徒歩で避難できないから」が5.4%だった。(n=205)</p> <p>⑥ 避難時の困りごと(複数選択) 「避難した」際に困ったこと上位5つが、「寒かった」が32.6%、「飲料水・食料、非常用持ち出し袋を持っていなかった」が31.7%、「避難した場所に、本当に津波が到達しないのかわからない不安があった」が20.7%、「正確な情報をどこで入手すればよいかかわらなかった」が20.4%、「車が洗滞した」が18.7%だった。(n=353)</p>		

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由	参考
					<div data-bbox="539 204 1368 786"> <p><b>令和6年能登半島地震の津波避難行動に関する県民アンケート調査</b> </p> <hr/> <p>4 調査結果報告書のポイント</p> <p><b>課題</b></p> <p>① <b>ハザードマップの理解促進</b>          自宅のある場所のハザード情報の理解が十分でないこと及びハザードマップを認識していない人が半数以上であることから、改めてハザードマップの内容の確実かつ効果的な理解促進が必要。</p> <p>② <b>日本海側の津波特性に関する理解促進</b>          適切な避難行動の前提として、日本海側の津波の特性に対する理解が重要であるが、十分理解している人が少なかった。一般に日本海側の津波の規模や大きさは、太平洋側よりも小さなものになるが、到達が早く、沿岸部や大陸側に跳ね返り、長時間津波が続く(避難が続く)といった特徴について、適切な周知が必要。</p> <p>③ <b>避難先・避難経路の理解促進</b>          最寄りの避難場所等への避難経路を知っていた人が半数以下であること等から、避難先と併せた避難経路の確認の重要性について、継続した周知が必要。(建物の倒壊や液化化等により通常ルートが使えない場合の別ルートの検討も必要)</p> <p>④ <b>確実な避難の実施</b>          ・津波発生時の住民避難を確実にするために、①、②、③の取組と個別避難計画の作成を促進することが必要。          ・避難開始から最初の避難場所へ移動に要した時間が10分以上との回答が半数以上であった。日本海側の津波は5～10分で到達することから、津波到達時間までに避難できる複数の避難場所や避難経路の事前確認の実施と地区毎の避難計画策定等が必要。          ・津波避難は徒歩による避難を原則としつつ、避難の必要に応じて車避難を選択する場合は、渋滞の発生や道路の陥没等が発生している可能性を踏まえ、地域の交通事情や災害時の状況に応じた安全かつ最適な車避難の方法を地域毎に検討することが必要。</p> <p>⑤ <b>避難時の備えの促進</b>          避難時に直面する困難は様々あり、避難時に発生する状況をあらかじめ想定した事前の備えについて、災害のケースに応じた具体的な啓発を行うことが必要。</p> <p style="text-align: right;">3</p> </div>		